



け、国際宇宙ステーションでは多くの日本宇宙飛行士が活躍をしています。また、若田光一宇宙飛行士は、日本人初のISS船長として、長期滞在指揮するまでになりました。

このように、日本は、宇宙の技術の革新が進み、おかげ、世界に対しても大きな貢献をしていました。されど、私は考えております。

そこで、大臣にお尋ねさせていただきます。

日本の宇宙政策の方向性について、ぜひその指針を教えてください。

○鶴保国務大臣 本年四月に閣議決定をされました宇宙基本計画、ここにおきましては、宇宙安全保障の確保、民生分野における宇宙利用の推進、宇宙産業及び科学技術の基盤の維持強化の三つを、今後十年間の宇宙政策の目標と定めております。この目標に従いまして、我が国も産業振興としての宇宙政策を重点的に行いたい。

特に、委員御指摘のとおり、昨今の宇宙産業をめぐる地平は大きく変化をしております。世界じゅうが宇宙産業の振興にしのぎを削っている中で、我が国としても、海外展開に積極的に取り組むことが重要であると考えております。

準天頂衛星を始めとした各種の宇宙システムを整備するとともに、宇宙を利用した新事業、新サービスの創出など、宇宙開発利用戦略を強力に推進してまいりたいとうふうに考えております。

○牧島委員 ありがとうございます。

今大臣がお話をしてくれましたとおり、宇宙基本法の理念にのっとって宇宙の基本計画が指針として示され、また、宇宙産業へ日本の多くの事業者も期待をしているというのが現状ではないかと思います。このような背景のもとで、このたび宇宙活動法が提出をされたとうふうに理解しています。

昨今では、民間企業の宇宙活動が期待できる状況になってきています。だからこそ必要な法律なわけでございますが、民間企業の活動の現況について、ぜひ副大臣からお伝えいただければと思い

ます。

○石原副大臣 お答え申し上げます。

我が国の宇宙産業が置かれている国際環境は大変厳しいものがあるというふうに認識しております。各国が厳しい国際競争の中での懸命に頑張っています。国际的には、人工衛星から得られる情報を使いたいためのペンチャーの動きもあり、我が国もおくれをとらないよう、ペンチャー育成に取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

これまで政府としては、今後二十年を見据えて十年間の宇宙基本計画を策定し、宇宙産業にかかる事業の予見性を高めることなどを努めてまいりました。しかしながら、宇宙を用いた新たな産業や衛星データの活用、サービスの掘り起こしはまだ余地があるとうふうに考えております。

このような観点から、宇宙二法の制定は、審査基準の明確化等により、事業の予見性を高め、新規事業者の参入を促すものとして期待しているところであります。

○牧島委員 今、副大臣の方からペンチャーの育成というお話をされました。

宇宙条約第六条では、自國の非政府団体、ここにはベンチャーも含まれると思います、の宇宙活動に対する対応としては、國の許可及び継続的監督が必要とされています。これに対応した担保法というものは世界各國でつくられています。

○高田政府参考人 お答え申し上げます。

米国、フランスのほか、オーストラリア、韓国など、人工衛星の打ち上げや人工衛星の運用など何らかの宇宙活動を実施している国を中心に、これまで二十二カ国が自國の宇宙活動に関する法律を整備していると承知しております。

○牧島委員 既に二十二カ国が整備をされている

の事故についても制度を整えていかなければなりません。

人工衛星などの打ち上げや管理は許可制とされていますが、どのような点を事前審査するのでしょうか。また、ロケットの落下などで損害を賠償しなければならなくなつた場合、政府はどの程度補償することになつてゐるのか、教えてください。

○高田政府参考人 お答え申し上げます。

本法案の目的として、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施すること、また、公共の安全を確保することとしております。

このため、今法案におきましては、人工衛星打ち上げ用のロケットの設計が周辺の安全を確保するものだということ、人工衛星の構造が部品の飛散を防ぐ仕組みを講じられていることなどを規定しております。内閣府令においてその基準を設けることとしております。

具体的な基準につきましては今後検討していくことになりますが、人工衛星打ち上げ用ロケットの打ち上げ、あるいは人工衛星の管理において、基準を満たす設計、構造になつてゐるか、そのための運用を行う能力があるかといった点について審査することになると考えております。

また、お尋ねの賠償制度につきましてお答え申

続いて、衛星リモセン法について質問します。近年の衛星リモセン記録は、空間においても、また時間においても、分解能力は大変上がつてきています。また、コストも下がつてきていますので、衛星リモセン記録を活用する分野も広がつてきています。

例えば、農業分野であれば、衛星リモセン記録を分析することで米の生育状況を把握することができます。効率的に農作業を進めることができます。また農業の生産性向上にも寄与できるようになります。さらに、防災、減災、鉱物資源、社会インフラの整備、維持といつた分野でも衛星リモセン記録が活用できると考えます。

こうした新サービス、さらには新産業へのニーズが高まるにつれて、新規に参入をしようと思うリモセン事業者がふえていくのではないかと思うのです。

一方で、衛星リモセン記録が悪用されることも懸念しなければなりません。万が一にもテロリストの手に渡るようなことがあつたら、安全保障上の大きな問題に結びかねません。だからこそ、こうした懸念への対応が重要だと思いますが、どのような対処が予定されているのでしょうか。

○石原副大臣 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、衛星リモートセンシング記録が悪用の懸念のある国やテロリスト等の手に渡ると、国際社会の平和等に支障を生ずるおそれがあります。このため、民間事業者が衛星リモートセンシング装置を使用する能力を持つ米国、カナダ、ドイツ、フランスの四カ国では、衛星リモートセンシング記録を適切に管理するための法整備がなされているところであります。

我が国においても、衛星リモートセンシング記録の悪用を防ぐため、法案の中において、一に、衛星リモートセンシング装置の使用にかかる許可制度を設けて、いわば情報の入り口から管理するとともに、二番目に、衛星リモートセンシング記録保有者の義務及び衛星リモートセンシング記



認識をさせていただきました。

宇宙空間の平和的そして安定的利用の確保は社会の要請が高まっています。また、宇宙活動に参入を目指す新規企業にとっては、速やかに明確な基準が示されることが重要です。また、リモセン記録についても、解像度の高い商用の衛星画像が既に存在をしている中で、安定した事業環境を整えていく必要があります。

だからこそ、宇宙の可能性、安全保障上の重要性を鑑みたとき、この両面において宇宙活動法と衛星リモセン法は速やかに成立させる必要があるということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○秋元委員長 次に、佐藤茂樹君。

○佐藤茂樹(公明党)委員 公明党の佐藤茂樹でございます。

きょうは、いわゆる宇宙二法に対する質問の機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

私は、今から八年前、議員立法で宇宙基本法をつくりましたときに、自由民主党は河村建夫元官房長官、民進党は野田佳彦現幹事長とともに、議員立法に携わさせていただいた一人として、その宇宙基本法を受けての二法案が今回出されるということに対しまして、非常に感慨深いものがあります。

宇宙基本法も、目的に始まって六つの基本理念、三十五条全てに対応して、一つ一つ我々もチェックをしたわけですが、その宇宙基本法の三十五条に「政府は、宇宙活動に係る規制その他の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な事項等に関する法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならない」という規定があるわけですね。

当時、衆参ともに内閣委員会で決議が行われまして、本法の施行後二年内をめどに、今の三十五条で書かれたさまざまな規制などに関する法制を整備するべきである、こういう決議がなされて

いるんです。少し時間はかかりましたけれども、

今の中間取り組みを進展させ参入していくに当たりましては、活動に関する基準を明確にして予見可能性を向上させる、さらには、打ち上げに伴うリスクに対する公共の安全の確保、さらに、万が一の損害が発生した場合に被害者の保護を図ることというものは大変重要なことであります。

そのように考へているところでございます。

それで、まず一本目の人工衛星等の打ち上げ及び人工衛星の管理に関する法律案につきましてお尋ねをしたいわけでございますが、宇宙基本計画の最新の第三次計画におきまして、この法律について触れている部分があります。

それは、「四 我が国の宇宙政策に関する具体的アプローチ」の中に「新規参入を促進し宇宙利用を拡大するための総合的取組」、こういうことがあります。

最新の宇宙基本計画で決定をされているわけです。その中に、少し長いんですが、「超小型衛星の活用、衛星データの利用等の新たなビジネスモデルで勝負する民間事業者の新規参入を後押しする制度的な枠組みや、後述する「宇宙活動法」やリモートセンシング関連法に関する取組を含め、平成二十八年度末までに必要となる制度等を包括的に整備することを目指す。」こうなっているわけであります。

この後段の部分は、今回二法案が提出されて、可決、成立すれば整備されることになるんです。

これが、いわゆる二法に対する質問の機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

私は、今から八年前、議員立法で宇宙基本法をつくりましたときに、自由民主党は河村建夫元官房長官、民進党は野田佳彦現幹事長とともに、議員立法に携わさせていただいた一人として、その宇宙基本法を受けての二法案が今回出されるということに対しまして、非常に感慨深いものがあります。

宇宙基本法も、目的に始まって六つの基本理

念、三十五条全てに対応して、一つ一つ我々も

チェックをしたわけですが、その宇宙基

本法の三十五条に「政府は、宇宙活動に係る規制その他の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な事項等に関する法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならない」という規定があるわけですね。

そこで、今ございました産業の振興というの

が、それとも、別途そういう制度的な枠組みを

整備していくのか。整備するトスレバ、どのよ

うな制度的な枠組みを検討し、この新規参入を促進されようと考えておられるのか。まず鶴保宇宙

政策担当大臣にお尋ねしたいと思います。

○鶴保国務大臣 佐藤委員が宇宙基本法の策定に

多大な御尽力をされたこと、改めて敬意と感謝を

申し上げたいというふうに思います。そうした宇

宙基本法を受けての今回の二法案でござります。

もう委員御承知のとおり、今回の二法案につきましては、これらの基本法の理念を踏まえ、民間

事業者におけるロケットの打ち上げや、衛星リ

モートセンシング記録の適切な取り扱いに際し、

必要となる環境を整備し、そして事業の予見可能

性を高めるものであるということは御承知のとお

りであります。

これと加えて、法案以外の枠組みであります

が、宇宙基本計画工事表におきまして、宇宙機器・利用産業の将来動向や政府の関与のあり方等

について検討することとさせていただいておりま

す。

本年六月、宇宙政策委員会のもとに宇宙産業振興小委員会を設置いたしまして、宇宙産業ビジョンの検討を始めさせていただき、これまでの小委員会では、宇宙機器産業や利用産業の現状と課題等について議論させていただいております。

今後、具体的な支援のあり方も含め、来年春ごろに宇宙産業ビジョンを取りまとめる予定であります。

政府として、宇宙産業の振興に向け、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○佐藤茂樹(公明党)委員 ゼビ、その宇宙産業ビジョン、ただのビジョンで終わるのではなくて、しっかりと実効性のあるものにしてもらいたいと思うわけ

でございます。

そこで、今ございました産業の振興というの

が、私どもも、宇宙基本法をつくりましたときの

六つの基本理念の中でも、三つ目に掲げさせていた

だいたわけがございます。今回この法律、この

後、残り時間、もう多分、宇宙に関連する法案と

いうのは何年かに一回ぐらいしか出てこないと思

うので、その解釈をしっかりと政府側として、何

点が確認させていただきたいと思うんです。

一つは、第一条の「目的」、ここについて確認を

させていただきたいんです。

先ほど言いましたように、産業の振興という観

点は非常に大事なんですが、少し懸念があるの

は、昨年六月二十四日の宇宙政策委員会の中間取

りまとめの中の宇宙活動法に対する基本的な考え方

は、非常に大事なんですが、少し懸念があるの

は、宇宙活動法を制定する意義として三つ

目が「民間宇宙活動の時代に対応した宇宙諸条約の誠実な履行」、「二つ目が「公共の安全の確保」、そして三

つ目が「産業振興の制度インフラとしての法制」

こういうことが掲げられて、今回のこの法律に結びついているわけですね。

ところが、今回の法律第一条の「目的」の中に

は、「一つ目の宇宙諸条約の誠実な履行」ということ

は書かれています。二番目の「公共の安全の確保

」といふことも条文上明確にされているわけです

が、三番目の「産業の制度インフラとしての法制」という意義が、条文上、第一条を読む限り明記されていらないようにも受け取れるわけですが、何ゆえ、産業振興の制度インフラ、そういう目的を条文上明記されなかつたのか、お伺いをしたいと思

います。

○高田政府参考人 お答え申し上げます。

本法案は、その目的において、宇宙基本法の基

本理念に基づくこととしております。同基本理念

には、産業の振興に努めるべき旨が定められています。

ことから、本法案の目的には、産業振興が一つ

の柱として含まれているというふうに解しております。

また、法第三条におきまして、この法律の施行

に当たっては、我が國の人工衛星等の打ち上げ及

び人工衛星の管理に関する産業の技術力及び国際

競争力の強化を図るよう適切な配慮をすることと

しており、本法の施行を通じた産業振興に努めて

まいります。

○佐藤(茂)委員 ゼひ産業の振興という観点、我々が宇宙基本法をつくったときにも、それまではやはり、どちらかというとJAXA、文科省を中心とした研究に特化していた。そういう宇宙開発というものを、もう少し視野を広げよう、そういう観点の一つに産業の振興というものもあったわけですが、そこには、これから行政として施策を進めていただぐ皆さんにもぜひ関心を持つていただきたいと思うわけであります。

もう一つお聞きをしたいのは、第六条の「許可の基準」というところであります。

最近も、中国が宇宙開発を進めて、神舟第十一号というのを十月十七日に打ち上げまして、天宮二号という中国独自の国際宇宙ステーション計画を進めているというように言われているわけでございますが、中国は、これによって六度目の有人宇宙船の打ち上げを行っているわけであります。

日本の場合は、国際宇宙ステーションで、先日も、大西飛行士がロボットアームを使って民間輸送船を、シグナス号機をキャッチするという極めて歴史的な任務を成功させたわけですが、国際宇宙ステーションまでの有人宇宙船の打ち上げというのは、現在ではロシアのソユーズに頼っています。

そこで、この今回の法律の第六条の「許可の基準」で、内閣総理大臣が行う人工衛星等の打ち上げに係る許可の基準が条文化されているんですけども、そのことに関連して、昨年六月二十四日の宇宙政策委員会の宇宙活動法に関する基本的な考え方において、有人宇宙輸送機の打ち上げは、当面、許可を行わないとする考え方が示されていましたが、その理由は何かということが想定されているのかどうか。仮に有人宇宙輸送機への許可申請が出てきた場合に、宇宙政策委員会の先ほどの政策判断に沿って、打ち上げを

却下することは本法律案ではできるのかどうか、そのことについての見解を伺いたいと思います。

これは、大臣、ぜひ御答弁いただきたい。

○鶴保国務大臣 有人宇宙輸送機の打ち上げについて、当面、許可を行わないことさせていただきますのは、現時点で、国内にそれを実現に導く技術基盤もなく、また、規制の対象となり得る立法事実としての具体的な計画も現在のところ承知をしておりません。そのためであります。

また、本法律案の条文におきまして、有人宇宙輸送機の打ち上げについて対象に含まれてはおりません。ただし、具体的な計画を承知しておられませんので、その許可についても現時点では想定はしておりません。

○佐藤(茂)委員 そうすると、追加で、そういうことはないんだけれども、当面が解消され、許可を行うような状況というのは、どういう状況になれば許可が行われるというように考えておられるのか、あわせて大臣に御答弁いただければあります。

したがいまして、先ほど、現時点ではそれが想定されていませんと申し上げましたが、それができ得る時点ということになるかと思います。

したがいまして、現実に即しまして、この法案においては附則第五条において、この法律の施行後五年を経過した時点で、法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとさせていただいております。

○佐藤(茂)委員 それでは、続いて、二つ目に確認しておきたいのは、第九条「損害賠償担保措置を講すべき義務」という条文がございます。打ち上げ実施者は、損害賠償担保措置を講じていなければ打ち上げを行ってはならないとなつてはいるわ

けであります。

民間の企業の皆さん方がやはり参入していくのに、予見可能性という点では、これは極めて大事な点であります。具体的には「内閣府令で定める金額」、これを賠償措置額というのですが、この金額で、これを賠償措置額というのですが、この金額で、これを賠償措置額をロケット落下等損害の賠償に充てることができるものとして内閣総理大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて内閣総理大臣の承認を受けたもの、これを相当措置といふように条文上書いています。それが、どなたが、この九条について二点まとめて伺いたいと思うんです。

まず一点目には、この賠償措置額の目安として、事前に私どもの党でも政府側で御説明をいただいたときに、現在JAXAがH-IIAやH-IIBロケット等を打ち上げる際の保険金額は約二百億円、そのように伺っておりますが、この法律案では、内閣府令で定める賠償措置額の目安はその程度と考えておられるのかどうか。

二点目には、この九条の中にある相当措置、すなわち、「これらに相当する措置であつて内閣総理大臣の承認を受けたもの」というのは具体的にどのような措置を想定されておられるのか、御答弁をいただきたいと思います。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

人工衛星等の打ち上げに伴い発生し得る損害の規模は、ロケットの大きさや打ち上げる場所の周辺環境などによって異なつてまいります。そのため、本法では、人工衛星の打ち上げ用ロケットの設計、打ち上げ施設の場所、その他の事情を勘案した上で、個別に保険額を算定することとしております。

具体的な額につきましては、今後内閣府令で定めることとしておりますが、特にベンチャーエンタープライズの新たな小型ロケットに対しましては、そのロケットの規模に応じた合理的な額となります。よう

害を賠償する旨の補償や、銀行による補償などが想定されているところでござります。

○佐藤(茂)委員 ゼひ、法律が通つたら、しっかりと、ある程度の基準を明確に公表していただきたいと思うんですね。大体この程度の規模ならこのぐらいの額であるということを、ゼひはつきりさせていただきたいと思うわけであります。

それで、時間も限りがありますので、二本目の衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案について、まず条文の中身のことで一点確認しておきたいと思います。

第十九条でございます。「衛星リモートセンシング記録の提供の禁止の命令」というところですが、「内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング記録の利用が国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、」範囲及び期間を定めて記録の提供の禁止を命ぜることができる、こういう条文であります。

ここで言う「国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる十分な理由」というのは、具体的にどのような事態や理由を想定されているのか、できるだけ明確にお示しをいただきたいと思います。

○鶴保国務大臣 一般論いたしましては、この提供・禁止命令の発動につきましては、個別具体的な状況に応じて総合的に判断をする必要があり、想定されているのか、できるだけ明確にお示しをいただきたいと思います。

そこで申しますのは、個別具体的な状況に応じて総合的に判断をする必要があり、具体的な状況を一概に定めることはできないとは思つております。

その上で、あえて申し上げるとするならば、例えば、衛星リモートセンシング記録が紛争当事国やテロ組織等によつて利用され、武力紛争やテロ行為等が助長されるおそれがある場合、また、政

治的、軍事的な情報収集手段として利用され、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれがある場合などには提供・禁止命令が発動される可能性があると考えております。

なお、提供・禁止命令につきましては、衛星リモートセンシング記録を保有する者の経済活動を

制約するものであることから、国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときに限つて発動するものであり、その内容も必要最小限のものでなければならぬと考えております。

○佐藤(茂)委員 最後、残り時間二分ほどありますので、もう一つは、この衛星リモートセンシング政策といふのは、先ほど質問された牧島先生もおつしやいましたように、さまたま分野でこの衛星リモートセンシングといふのは活用できる余地があるわけですね。ただ、民生と安全保障の両分野における利用促進と、今回の法案で整備される管理強化のバランスをいかにとつていくかといふことが今後の課題だと思っております。

やはり、この衛星リモートセンシングデータの利活用を促進する一方で、我が国の国益を阻害するような形でデータが利用されることのないよう、政府が衛星画像データを適切に管理する。そのため必要となる法制度を整備することは今回できるかと思うんですけれども、あとは、この民生、安全保障の両分野で、衛星リモートセンシングの利用促進について、いかなる方針を決めて推進していくかということが問われてこようかと思うわけであります。

最新の宇宙基本計画工程表でも、「我が国の安全保障上の利益とりモートセンシング衛星の利用・市場の拡大についてのバランスに配慮すべく、衛星リモートセンシング関連政策に関する方針を平成二十八年度末までに策定する。」といふように明記されているわけですが、この工程表のとおり、リモートセンシング関連政策に関する方針をしつかりと検討してつくつていただきたいと思うのですが、大臣の見解を伺いたいと思います。

○鶴保国務大臣 委員御指摘のとおり、産業の振興と規制のバランスを踏まえることは大変重要な理解をしております。

この方針、リモートセンシング関連政策に関する方針の検討に当たりましては、当法律案の制度の詳細を踏まえる必要があると考えております。

て、両者のバランスを勘案しながら、総合的に検討を進めさせていただきます。  
リモートセンシング衛星の利活用を一層推進していくため、リモートセンシング関連政策に関する指針の策定に向けて積極的に取り組ませていただけます。

○佐藤(茂)委員 時間が参りましたので、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○秋元委員長 次に、緒方林太郎君。

○緒方委員 民進党、緒方林太郎でございます。

本日、宇宙関係二法の審議ということで、鶴保大臣、そして武井政務官、小林政務官、よろしくお願いを申し上げます。

宇宙法に入ります前に、まず大臣に幾つか御質問させていただきたいと思います。

大臣はスピードが大好きなようでございまして、七月中旬、大臣は四十キロ以上の速度オーバーで検挙されまして、反則金ではなくて、略式起訴の上、罰金を払つておられるというふうにお伺いをいたしております。これについての認識をまずお伺いしたいとの、あと、今は免許停止の状態でしようか、大臣。

○鶴保国務大臣 まず、免許停止の状態は抜けました。めでたくも返つてまいりました。

あと、それに対する所感については、記者会見等で申し上げたとおり、襟を正して頑張つてしまりたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、スピード狂ではあります。しかし、仕事はしっかりとスピード感をもつと高さが上がつていつて、あるところまでは領空です。そして、どこからかが宇宙であります。

かつて、昭和六十一年の参議院の内閣委員会で、外務省の政府委員がこのように答えておりまます。「まだ合意がございませんけれども、大体上ページに、反省、反省、それにもどからこそつと高さが上がつていつて、あるところまでは領空です。そして、どこからかが宇宙であります。したがいまして、メートルで申しますと十万メートルでございましょうか、そのぐらいの高さ

ふうに思いますが、大臣、いかがですか。

○鶴保国務大臣 それはそのとおりだと思います。その当時、私は率直にそう思つて書いたものであります。

今回の違反につきましても、余り申し上げておりませんけれども、十年ぶりの違反でありましたので、今回もそれは同じ思いでございます。

○緒方委員 これで最後になりますが、十年前の時点で数年ぶり、そして、また襟を正さねばと書いています。ということは、これ以外にも、その前にもまた交通違反があるということですが、略式起訴による罰金を支払つたのは二〇〇六年と今回と二回だけですか。

○鶴保国務大臣 若いころは、どうですかね、スピード違反であつたかどうかわかりませんが、あつたかもしれません。ただ、交通違反だけではなくて、さまざま点で私は襟を正さねばならないと思うことはあります。

したがいまして、今回も、その折々において襟を正さねばならない、そういう思い、所感を述べたものであると理解をいただければというふうに思います。

○緒方委員 それでは、宇宙の法案に入つていきたいと思います。

今回、宇宙関係二法ということになりますが、皆さん、ここまで審議でも宇宙、宇宙という言葉を使っておられますけれども、そもそも宇宙といふのは何ぞやという議論というのが根本的なところにあるのではないかと思ひます。地上から

が宇宙の空間であるというような考え方もあると承知をしております。

いずれにいたしましても、宇宙空間の定義や範囲は今定まっておりませんで、また、領空と宇宙空間の境界についても明確な境目というものが成つてないというのが現状であります。

○緒方委員 最後の、明確な境目がないという言葉がちよつとひつかかっただんすけれども、考え方として、どこかまでが日本の主権を主張することができる領空であつて、これは日本の主権を主張することができる場所ですので、どこからかが

人類共有の財産というか、誰でも使っていいときれている、宇宙条約にあるような宇宙だというところが討議の中心になつているようでございま

す。したがいまして、メートルで申しますと十万メートルでございましょうか、そのぐらいの高さ

のところで引くというのが太体のアイデアのよう

でございます。」というのが、今から三十年前の答弁としてござります。

現在、宇宙といふのはどのあたりからが宇宙だというふうにお考えでしょうか。これは武井政務官でよろしいですか、政務官。

過去の御質問等もあつたわけでござりますけれども、現在におきまして、宇宙諸条約、四つの条約があるわけでございますが、この中に、宇宙空間の定義というものについては明確な規定は存在しておりません。また、国連の宇宙空間平和利用委員会法律小委員会、こちらの方でも、長年にわたりてこの議論はしておるところでございますけれども、現時点におきましても結論は得られていないというふうに承知をいたしております。

宇宙空間の範囲に関する考え方にはさまざまなものがあるわけでございますが、例えば、宇宙物体の通常の衛星軌道飛行が大気の摩擦によつて不可能になる高度、これが百キロメートル前後というふうに言われておりますが、以上からが宇宙の空間であるというような考え方もあると

ないというふうに承知をいたしております。

宇航空間の範囲に関する考え方にはさまざまなものがあるわけでございますが、この中に、宇宙空

間の定義といふものについては明確な規定は存在

しておりません。また、国連の宇宙空間平和利用

委員会法律小委員会、こちらの方でも、長年にわたりてこの議論はしておるところでございますけれども、現時点におきましても結論は得られていないというふうに承知をいたしております。

宇航空間の範囲に関する考え方にはさまざまの

ものがあるわけでございますが、この中に、宇宙

空間の境界についても明確な境目といふものが

成つてないというのが現状であります。

以上であります。

○緒方委員 最後の、明確な境目がないという言葉がちよつとひつかかっただんすけれども、考え方として、どこかまでが日本の主権を主張することができる領空であつて、これは日本の主権を主張することができる場所ですので、どこからかが

いるかというのをお伺いしたいんです。

領空があつて、そこから、領空か何かはよくわからぬけれどもちよつと不分明な空域があつ

て、そして宇宙があるというふうに考へてゐるのか、それとも、宇宙と領空といふのは明確に切り分けられ、明確に切り分けられるんだけれどもその境がわからないという考え方なのか、いずれでござりますでしょうか。

○武井大臣政務官 領空の上限といふものは、かねてより議論をしておるところでございますが、先ほども申し上げましたけれども、国際法上に明確に定まつてゐるわけではないわけではございません。

例えば、先ほど申し上げましたが、人工衛星軌道の一番低いところの高さ、これが高度八十キロから百六十キロといふふうに言はれております。また、空氣力学上、いわゆる浮揚力、浮力がなくなるのが高度約九十キロといふふうにも言はれております。他方で、空氣の反作用によつて飛行機が飛べる高度といふのが高度約三十キロといふふうに言はれております。

ですから、いざれにいたしましても、それぞれ見解が分かれているところございまして、現段階において、ここから先が宇宙空間、これから下をもつて領空となすという定義は定まつていません。この現状であります。

○緒方委員 今お話を聞いておりますと、例えば低高度衛星を飛ばすときなどは、大気が存在をしていると、高速で行くときに非常に衛星が傷むとかそういう話があつて、大体百キロから百六十キロぐらいだということなんですが。

もう一回だけお伺ひいたしますが、少なくとも大気が存在しているところについては領空だといふふうに認識をされる、そこから先がわからないということなのか、そのあたりはどうでしようか、政務官。

○武井大臣政務官 ありがとうございます。

先ほど来申し上げておりますが、上限については現段階においては明確になつていないと、ふうに申し上げるに尽きるということでございまます。

○緒方委員 領空の上限といふものは、かねてより議論をしておるところでございますが、先ほども申し上げましたけれども、国際法上に明確に定まつてゐるわけではないわけではございません。

今、自衛隊法の第八十二条の三では、防衛大臣は、弾道ミサイルが我が國に飛来するおそれがあり、その落下による我が國領域における人命または財産に対する被害を防止するため必要があると認めると、我が國領域または公海の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることがであります。この措置をとることで、必ずしも領空概念とかそういうことと関係なく、よく定義のわからぬ上空といふ言葉が使われて、そこで破壊命令を出すことができるということなんです。

よくよく考えてみると、すごく低高度といふか数十キロぐらいのところを飛んでいるときといふのは、我が國に飛来するおそれがあるとかないとか、その落下によつて我が國領域における人命または財産に対する被害を防止する必要があるとかないとか以前の問題として、そもそも主権が侵害されているということになるんじやないかと思うんですね。

○緒方委員 今お話を聞いておりますと、例えば地帯を弾道ミサイルがぱつと抜けていくといふとの関係についてどうお考へでしようか、小林政務官。

○小林大臣政務官 お答え申し上げます。

○緒方委員 ただいま委員から御指摘いただきました点につきましては、繰り返しになりますけれども、地域を弾道ミサイルがぱつと抜けていくといふ場合について、それが他の外國に向けて通過していく場合については、先ほど御答弁させていただいたとおりでござります。

○緒方委員 答弁がなかなか難しいということはよくわかりました。

これは事務方にお伺ひをいたしたいと思いますが、弾道ミサイルに対する破壊措置のことについて、我が國領域または我が國周辺の公海の上空において破壊するものとされております。

法理上は、委員おつしやつたとおり、弾道ミサイル等の高度、軌道にかかわらず、我が國に向けて現に飛来する弾道ミサイル等であれば、自衛隊はこの条文に基づき対処できるということとされ

ます。

○緒方委員 ここからは小林政務官にお伺ひをいたしますが、弾道ミサイルとの関係でこの問題が出てくると思います。弾道ミサイルがどのあたりを飛んでいるかということによつて、結構考え方が違うんだろうなと思います。

今、自衛隊法の第八十二条の三では、防衛大臣は、弾道ミサイルが我が國に飛来するおそれがあり、その落下による我が國領域における人命または財産に対する被害を防止するため必要があると認めると、我が國領域または公海の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることがであります。この措置をとることで、必ずしも領空概念とかいうことだけをもつて武力行使のいわゆる三要件を満たすということはありません。

ただし、その時点における状況を全体的に評価することと関係なく、よく定義のわからぬ上空といふ言葉が使われて、そこで破壊命令を出すことができるということなんです。

よくよく考えてみると、すごく低高度といふか数十キロぐらいのところを飛んでいるときといふのは、我が國に飛来するおそれがあるとかないとかといふふうに思うんですね、それが日本に落ちると他の国に向いて飛んでいるときといふのは、そもそも、私は主権が侵害されているんじやないかといふふうに思うんですね、それが日本に落ちるかどうかかということと関係なく、そういうふうには防衛省は考へてないということですか、政務官。

○小林大臣政務官 お答え申し上げます。

○緒方委員 ただいま委員から御指摘いただきました点につきましては、繰り返しになりますけれども、上、その高度、軌道にかかわらず、我が國に向けて現に飛来するミサイル等であれば、八十二条の三に基づいて対応することになると思いますし、また、それがその他の外國に向けて通過していく場合については、先ほど御答弁させていただいたとおりでござります。

○緒方委員 答弁がなかなか難しいということはよくわかりました。

これは事務方にお伺ひをいたしたいと思いますが、弾道ミサイルに対する破壊措置のことについて、我が國領域又は公海の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる」とあります。この上空といふのはどこまでを指すか、この話はここで終えさせていただきたいと思います。

次に、宇宙開発に関する総論なんですが、宇宙産業の振興を図るために、日本も、例えば人工衛星であるとかいろいろなものと調達するとき、いろいろなところから調達できるようになります。この上空といふのはどこまでを指すか、このお考へでしようか、防衛省。

○岡政府参考人 お答え申し上げます。

意というが存在をしていて、基本的に、日本が人工衛星等々を調達する際、アメリカから優先的に調達をしているという実態がございます。

別にアメリカから輸入すること自体が悪いと言つてしまはりませんが、アメリカから優先的に輸入するということになるときに、宇宙産業の振興の阻害要因になつてゐるんじゃないかと思えるところもござります。これについて、鶴保大臣、いかがお考えでしようか。

○鶴保国務大臣 御指摘の日米衛星調達合意とは、非研究開発衛星の調達手続を指すと考えますけれども、この手続につきまして、平成二年、非研究開発衛星を調達するための、透明、公開、かつ無差別を原則とした競争的手段を我が国の自主的措置として決定し、書簡をもつて米国に通報したものであります。

したがいまして、米国政府も本書簡において同様の措置をとることとしておりまして、一方的な内容であるとの御指摘は当たらないというふうに考えております。

○緒方委員 では、実際の調達の実態についてお伺いをいたしたいと思います。この合意に基づいて調達をされる人工衛星等々の宇宙に関する機材というのは、アメリカからかなり優先的に輸入しているんじゃないかと思いますが、では、これは事務方でお願ひいたします。○小泉政府参考人 お答え申し上げます。

事実の問題としてお答えをさせていただきまます。今言及のございました書簡が交わされて以降、計十七基の非研究開発衛星の受注がなされております。うち十四基が米国メーカーからのもの、残り三基は国産のものでござります。(緒方委員) 残り三基は何と呼ぶ國産のものでござります。

○緒方委員 結局 先ほど大臣は、一方的なものだといふ指摘は当たらないということでありましたが、十七基あって、そのうちの十四基はアメリカから輸入をして、そして三基は国産だということで、一方的だといふ指摘は当たらないというそ

の指摘が当たらないんじゃないかと思いますけれども、大臣、いかがですか。

○鶴保国務大臣 十四基と三基がどう評価をされるとかは、またいろいろあるところだと思います。

書簡におきまして、無差別を原則とした競争的手段を行うということになつておりますので、この存在が日本の宇宙産業の足かせになつてゐるというふうには考えておりません。

○緒方委員 では、認識をもう一度だけお伺いいたします。

○緒方委員 ではやつたんだけれども、アメリカからの輸入が、結果として、十七基あつたうちの十四基はアメリカで、日本の国産が三基で、例えばヨーロッパとかそついたところからの輸入がなかつたことは、あくまでもマーケットメカニズムとか無差別の原則とかで行われた結果であり、何ら神の手が働いているとかそういうことはないという理解でよろしいですか。

○高田政府参考人 お答え申し上げます。

日米衛星調達合意が結ばれた当時、我が国は大きな貿易黒字がございました。米国側は、日本が幼稚産業を保護しているだろう、日本の衛星の技術力は弱い、アメリカは強いはずだ、なのに日本の国内調達は日本の衛星ばかりを買う、これは何か不透明な貿易阻害措置があるんじゃないですか、そういうことで、日米調達合意の中では透明な手続をとるという合意になつたわけであります。

そうして見ますと、これは率直に申し上げます。

が、やはり、米国は戦後一貫して宇宙開発を行つておきました、それに比べまして、日本は一生懸命やつてきましたが、実力面におきましては彼我の差がある。こういうことで、我が国の民間通信事業者なども、例えは、コスト、デリバリ、クオリティ、こういったものでいいものだつたら需要が出たということなのか。

普通、条約を締結する際には、必ず国内担保法というのを定めます。けれども、今回、宇宙条約の国内担保法だということは、宇宙条約を締結した際に担保法に漏れがあつたということなのか、それとも、世の中の移り変わりがあつてそういう需要が出たということなのか。

アメリカでは二十九億ドルという話で、遜色がないという表現をされたといふうに記憶をいたしておりますが、そもそも財政措置として、こういつた、本来あつてはならないことですけれども、ロケットが落下した際の損害賠償補償契約、日本としてどのような財政措置を想定しておられたか、そして上限額はどれくらいのかということについては、明確な答弁が必ずしもなかつたのではないか。

アメリカでは二十九億ドルという話で、遜色がないといふうに記憶をいたしておりますが、余り普通の慣行ではないといふうに思いますが、これは外務省ですか。では、政務官。

○武井大臣政務官 お答えをいたします。

状況は認めなければならぬと考へております。

○緒方委員 そのお気持ちはよくわかりました。

単に私が聞きたかったのは、現在において、アメリカのものを積極的に買うとか、先ほど無差別

輸入が、結果として、十七基あつたうちの十四基はアメリカで、日本の国産が三基で、例えばヨーロッパとかそついたものに基づいて調達をした結果、あくまでも結果として、アメリカのものが十

四であり、日本が三だということなんですねといふことをお伺いいたしております、局長。

○高田政府参考人 そのとおりでござります。

○緒方委員 この件は、やり始めると、どこまで神の手が働いて、働いていないのかというのは水かけ論になりますので、今後の実行をよく見せていただきたいと思います。

人工衛星によるさまざまな打ち上げのときの被害が生じるときに、どこまでどの主体が責任を持つかということについては、これは宇宙条約にも

あるとおり、民間事業体でカバーできないものについては国がカバーをしていく、打ち上げ国にその責任を集約させる。これはもう昔から、私が大

学時代、国際法を勉強していたときからずっとあります。これまで、これがようやく民間事業体にも導入されるようになつたのかといふことがございました。

まず最初にお伺いをいたしますが、資料等々に、この法律は宇宙条約の国内担保法であるといふお話をございました。

普通、条約を締結する際には、必ず国内担保法

というのを定めます。けれども、今回、宇宙条約

の国内担保法だということは、宇宙条約を締結した際に担保法に漏れがあつたということなのか、

それとも、世の中の移り変わりがあつてそういう需要が出たということなのか。

アメリカでは二十九億ドルという話で、遜色が

ないといふうに記憶をいたしておりますが、そもそも財政措置として、こう

いつた、本来あつてはならないことですけれども、ロケットが落下した際の損害賠償補償契約、日本としてどのような財政措置を想定しておられたか、そして上限額はどれくらいのかといふうに思いますが、余り普通の慣行ではないといふうに思いますが、これは外務省ですか。では、政務官。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど御質問がございました宇宙諸条約、これは宇宙条約以下、四つの条約を指すわけですが、

ますが、この締結当時は、我が国における宇宙開発の実施の主体は、国の機関でございますとか、また、旧宇宙開発事業団、NASAでございました。したがいまして、その当時ににおいては、締結に伴い新規に立法措置をする必要性が認められなかつたところでございます。

しかし一方、もう御案内のとおり、近年は人工衛星及びロケットの小型化、また低価格化等の進展もいたしておりますところでございまして、いわゆる宇宙産業への参入障壁が非常に下がつていることから、民間の宇宙活動というものがこれだけ進展をいたしました。確かに、民間の宇宙活動といふものがこれまでございませんでした。かかる現状に対応可能な立法措置が必要になつていて、いつたような状況にあるわけでございます。かつて、民間の宇宙活動といふものがこれまでございませんでした。しかし、民間の宇宙活動といふものがこれまでございませんでした。かかる現状に対応可能な立法措置が必要になつていて、いつたような状況でござります。

以上であります。

○緒方委員 ありがとうございました。

このロケット脱落等損害賠償補償契約といふものを国との間で交わして、最終的に国が補償する部分、事業者負担の分とか、そもそも契約して保険を掛けている。そして国が面倒を見るところ、そして事業者の負担ということであります。先ほど牧島議員の質問がございましたが、我が国としてどういうふうな財政措置を考えているかということについては、明確な答弁が必ずしもなかつたのではないか。

アメリカでは二十九億ドルという話で、遜色がないといふうに記憶をいたしておりますが、そもそも財政措置として、こういつた、本来あつてはならないことですけれども、ロケットが落下した際の損害賠償補償契約、日本としてどのような財政措置を想定しておられたか、そして上限額はどれくらいのかといふうに思いますが、余り普通の慣行ではないといふうに思いますが、これは外務省ですか。では、政務官。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

本法案の損害賠償制度においては、民間保険契約等では補うことができないリスクを政府補償により引き受けることとしてございます。しかし、財政上の制約もございますので、一定の条件を設けることとしてございます。

ただ、いずれにしましても、この上限等につきましては今後検討を進めてまいることになつてございまして、その一つの考え方といたしましては、同様の政府補償制度を導入している米国、こちらの、先ほど先生からお話をありました二十九億ドルを上限にして補償額を設定しているということも参考にしながら、検討を進めてまいりたいと思つております。

○緒方委員 済みません、答弁が少し後ろに行つちやいまして、先ほど、遜色がないと言つたのを、参考にしたいと言つたんですけど、どの程度を想定しておられますか。

○佐伯政府参考人 失礼いたしました。言葉が足りませんでした。

参考にしながら、遜色のない制度をつくりたいという趣旨でござります。

○緒方委員 済みません、答弁が少し後ろに行つちやいまして、先ほど、遜色がないと言つたのを、参考にしたいと言つたんですけど、どの程度を想定しておられますか。

○佐伯政府参考人 失礼いたしました。言葉が足りませんでした。

参考にしながら、遜色のない制度をつくりたいという趣旨でござります。

○緒方委員 この法律には「会計年度ごとに国会の議決を経た金額」というふうに書いてあるわけですが、毎年の一般会計予算書にどういうふうに書き込まれるのかなどというのが非常に関心があるんですけれども、これはどのように予算書上措置をとられるつもりでしようか、内閣府。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

○緒方委員 それはちょっと心配になる答弁でありまして、宇宙条約上も、まず民間の保険契約を結んで、その後政府が補償する形でやつていると、いうので、それはなぜそういう制度になつていているかというと、一旦事故が起るとすごいことが起こるから、だから政府が補償しましようということでやつているわけですから、これが任意だということになると、民間で契約している部分だけが果敢にも打ち上げに行く人の存在を許容するということでありまして、損害を事業者で負担できないのがある意味放置されるという状態になるんじゃないかなと思うわけですけれども、これは、

○高田政府参考人 規定の書きぶりは審議官が申したとおりなんですが、先生が御指摘のとおり、これは事業の予見性を高めていくという趣旨な

○緒方委員 確認でありますけれども、その上限額をこれから定めた上で、打ち上げるロケットの本数を掛け合わせた、結構大きな数字になりますよね。さつき言つたように、二十九億ドルという

ことになると三千億円を超えるわけでありまして、例えば、将来的に、五本打ち上げますといふことになると、一兆五千億円という数字が書き込まれたりすることになるのかなと今聞きながら思つたんですが、具体的な数字はともかくとして、今の理解でよろしいですか。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

先生御理解のとおりでございまして、一本ごとの上限額とそれからその本数ということになりま

す。

○佐伯政府参考人 今、最後に答弁が少し気になつたんですけれども、補償契約を結ぶことができると言つたんでも、これは結構なきらいでないんじやないんですか、審議官。

○佐伯政府参考人 補償契約につきましては、こ

れは事業者側との契約行為でござりますので、そ

の補償契約自体について、必ず結ぶというものがございませんということございまます。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

少し説明が不十分なところがございましたが、

先ほど、契約につきましては、確かに任意、法案

上は義務づけるものではございませんが、実際の

契約に当たりまして特に保険料の徴収等はござい

ませんので、これは民間事業者が見れば、極め

て安心して契約でき、またその補償が得られる

いう趣旨のものでござります。

○緒方委員 最初からその答弁があれば、長くな

らなかつたなと思ったんですが、

ただ、もう一つお伺いしたいのが、日本の民間

事業者が日本から打ち上げた人工衛星、ロケット、

余り具体的に想定することはしないんだろうと

思つたけれども、日本にとどまらず、どこでこ

の事故が起ころうとも、この補償契約は発動され

るということによろしいですか。日本の領土、領

海のみならず、例えば、本当にこれは想定しなく

ないですけれども、日本の主権が及ばない地域に

行つてもそれは適用されるということでよろしい

ことになるときちりにさせていただきたいと考えております。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

本法案の損害賠償制度につきましては、場所の

いかんを問わず、国内の打ち上げ施設から行わ

れた人工衛星等の打ち上げで生じた損害に対し適

用されるものでございます。

○緒方委員 わかりました。

ここからは、もう少し思いをめぐらせていつ

て、日本の民間事業者が、費用の安い外國から人

工衛星等々を打ち上げると仮定します。確かに、

条約上は打ち上げに国に責任を集約するということ

であります。誰がどう見ても、打ち上げの事業

主体というか、表に出てやつているのは日本の企

業であるということになるときに、それで仮に事

故が起きたときに、何だかんだ言つたつ

て、それは日本の事業体がやつていてるじゃないか

であります。だからそなものは締結たくないですと

いうふうに、そんな不届きな事業者は本当にけし

からぬと思いますけれども、そういう事業者が仮

に出てきたときに、それをとめる手法というのが

ないということなんですか、審議官。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

場合によっては、打ち上げ費用の安さからと

か、もっとと言うと、打ち上げ国が損害への負担を

免責するとの条件で、それで値段を下げて打つて

いいからというようなことを言つてくるような国

が出ないとも限らないかなと思うんですね。うち

は割安で打ち上げていいですよ、ただ、うちの国

として、その打ち上げたときに事故が生じたこと

の責任は国家として全く持ちませんというよう

な国が出てくることが、ないことを願いますけれども、世界にはいろいろなビジネスモデルがありますので、あり得るかなと思っていて。

そういう、日本で打ち上げていない、外国で日

本の民間事業体が主となつて打ち上げるものにつ

いては、少なくともこの法律の枠組みでは何らの

対応もないということで、レクのときはそういう

ふうに言つておられましたが、それでよろしいで

す。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

海外のロケットを用いまして人工衛星などの打ち上げを行った場合に、当該打ち上げに伴い生じました第三者損害の賠償責任は、一義的には海外の打ち上げ事業者が負うことになりますが、日本の事業者が賠償を求められる可能性も完全には排除し切れないものでございます。

このような懸念に対しまして、海外のロケットで人工衛星等の打ち上げを行つたとしても、本法案に基づく人工衛星の管理については許可を得ることになつてござります。その審査の際に、打ち上げを予定している海外のロケット事業者、こちらの保険について確認をしていくことは可能でございます。

○総務委員 少し極端なケースを挙げてお伺いします。

続きまして、衛星リモートセンシングの法律についてお伺いします。

装置の定義で、対象物判別精度が車両、船舶、航空機その他の移動施設の移動を把握するに足りるものとして内閣府令で定める基準に該当するとあります。対象物判別、つまり、どれぐらい精度が高いかというのでリモートセンシング装置の定義に入るかならないかを分けるということであります。これがおむね何メートルぐらいたと想定しておられますでしょうか、内閣府。

○高田政府参考人 委員の御指摘のとおり、分解能の性能などに応じて規制を講じていくことになると考えておりますが、その規制値につきましては、諸外国の事例を見ますと、例えば光学衛星の分解能の場合に、二メートルのものがあつたり五センチのものがあつたりなど、まだばらつきがございます。いろいろな関係者の御意見を踏まえながら、今後 内閣府令において整えていく予定でございます。

○総務委員 これは、法律の施行期日が一年でし ます。内閣府令において整えていく予定でございます。この場合にかかるわらは、リモートセンシング装置の使用により、外国に所在する操作用無線設備を用いた衛星リモートセンシング装置の使用により取得した記録について、当該記録を受信した場所にかかるわらは、リモートセンシング装置の使用により、外

たか。何か、これはある程度数字が出てくるものだと期待をしていたんですけども、現時点ではまだ何ら決まっていないということですか。ちょっと驚きました。ただ、これは決まってないといふことなので、これ以上幾ら押しても出てこないと思いますので、質問を移したいと思います。

日本から打ち上げた衛星で、実際に、管理をしているのも日本から管理をしています、ただ、そこからこの世の流れによってあり得るんじゃないかななど思いますので、あえて、少し極端なケースですけれどもお伺いをさせていただきました。これを御質問したいんですけども、それの方々が変なことをしない、そして、ちょっと安全保険にかかるような情報がとれたときに、変な漏えいをしないぞ、してはいけないよというような規制をかけるのは、あくまでも、それの方々に対する日本の側からの認定行為だけにとどまるというふうに私は法律を読んでいて理解したんですけど、それでよろしいですか。

○高田政府参考人 お答え申し上げます。少し幾つか事例を整理して、まず、衛星の管理をする操作用無線設備が国内に所在するような方々が、その記録を海外において流出したような場合と、それから、管理は国内にしていて、管理するものがなくて違うところで、海外における方がデータをもらって記録保有者になっているケースと、これはまず二通りございます。

○鶴保國務大臣 委員御指摘のとおり、この件につきましては、細心の注意を払つて、今後内閣府令を定める際に検討させていただきたいというふうに思つております。ただし、実際の処罰については、当該行為を行つた者が入国した際に行うことが想定される。こうしたことありますので、そもそも、外国において衛星リモートセンシング記録を保有する者の適格性の認定のときに、よく心して法を運用していかなければならぬと考えてございます。

○総務委員 そのとおりなんです。今いろいろ御答弁がありました。仮に安全保障にかかるもののかを漏えいした海外の保有者とか認定ユーチャーとかいう方々についてとれることがあります。これは、日本側から認定をばっしと切られる、取り消しがあるということプラス、国外犯規定で、その人が日本に入ってきて、日本の管轄権のところに入つてから御用だということで逮捕されるということだけなんですが、そういうことをやる方々というのは、見つかつたら認定を取り消されると、これはまず二通りございます。

○鶴保國務大臣 委員御指摘のとおり、この件につきましては、細心の注意を払つて、今後内閣府令を定める際に検討させていただきたいというふうに思つております。ただし、実際の処罰については、当該行為を行つた者が入国した際に行うことが想定される。こうしたことありますので、そもそも、外国において衛星リモートセンシング記録を保有する者の適格性の認定のときに、よく心して法を運用していかなければならぬと考えてございます。

○総務委員 例えれば、日本が打ち上げた衛星について、さまざまデータがあるわけですが、その中には、先ほど安全保障にかかるものについて、空からリモートセンシングで映像を撮つてみたら、気がついたら戦争の準備をしていましたみたいなケースがあると思うんですね。

これについて、日本から打ち上げたものについては、この法律によつてさまざま規制をかけることができるというふうになつておりますが、逆に、外国から打ち上げた衛星で、受信設備は日本にあります。日本で保有している方がいて、けれども、その中にはとてつもなく安全保障にかかる機微的なものが存在しているというとき、外国人から打ち上げて、恐らく、だから準拠法は基本的には外国だと思います。ただ、先ほどの逆のケースでして、受信設備から保有者から認定ユーチャーから全部日本ですというときに、何らかの規制を課せるようにしておくことが必要ではないかなと思うんですね。

それは、それらの者が全て日本という国の管轄権の中にあるわけですから、この法律のいわば逆のケースについて、何らかの措置を

で衛星リモートセンシング記録を直接受信する場合、内閣総理大臣の認定を受けた者以外には提供できないこととしておりまして、当該記録が不適正に提供されたときは、認定の取り消し、罰則の適用や必要な規制が実施できることとしております。

多分、委員は次のケース、まさに、衛星管製装置が日本にある場合ではなくて、海外において受信して記録を保有しているような事業者の方を念頭に置いた御質問かと思いますが、まず、本法案では、外国において衛星リモートセンシング記録を保有する者が記録の漏えいなど不正な提供行為を行つ場合、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定の取り消し、法第三十六条の国外犯罪規定により適用される罰則に基づき、三年以下の懲役または百万円以下の罰金に処すことができるとなっています。ただし、実際の処罰については、当該行為を行つた者が入国した際に行うことなどが想定される。こうしたことありますので、それが、そのまままたデータがあるわけですが、その中には、先ほど安全保障にかかるものについて、空からリモートセンシングで映像を撮つてみたら、気がついたら戦争の準備をしていましたみたいなケースがあると思うんですね。

私は講じるべきではないかというふうに思ひます  
が、これは局長、いかがですか。

○高田政府参考人 お答え申し上げます。

まず、委員御指摘のとおりでございまして、本法案においては、国内に所在する操作用無線設備

を用いた衛星リモートセンシング装置の使用によ

り取得した記録を規制対象としている。海外に所

在する操作用無線設備を用いた衛星リモートセン

シング装置の使用により取得した記録は規制の対象になりません。

ただ一方、民間事業者が衛星リモートセンシング装置を使用する能力を持つ国では、衛星リモートセンシング記録を適切に管理するための法制度が整備されています。具体的に申しますと、アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、こうしたところの衛星リモートセンシング記録のことです。このことでござりますので、こうした国々と緊密に連携することにより、衛星リモートセンシング記録の適正な取り扱いの実効性を確保していくことかと思います。

○緒方委員 最後に一問だけ。

日本が打ち上げた衛星で受信設備が海外にあるケースなどのはたくさんあると思うんですねけれども、受信設備を置ける国について何らかの規制をかけるべきだというふうに私は思います。誰でも彼でも映像を受け取れますというふうにすることについては一定の懸念が。仮に受信設備や保有者、認定ユーチャーに全て日本の国からの認定という行為がかかるとしても、そもそもこういう国についてはやらないとか、そういうものがあつていいのではないかというふうに思いますが、局長、いかがですか。

○高田政府参考人 これは委員に御安心いただけますかと思いますが、本法案第六条におきまして、受信設備の所在する場所などが国際社会の平和の確保などに支障を及ぼすおそれがないものであることを基準の一つとする、こうなつております。

○緒方委員 質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○秋元委員長 次に、高井崇志君。

○高井委員 岡山から参りました高井崇志でございます。

まず、宇宙関係、人工衛星の関連の二法と

いうことで、まず早速大臣にお聞きをしたいと思

います。

宇宙基本法が平成二十年の五月に成立をしたと  
いうことです、そのときに、衆議院、参議院ともに附帯決議で、二年以内を目途に宇宙に係る法  
制を整備するということが書かれておりますが、それ以降、もう八年たつているわけでございま  
す。ようやく今回出てきたということになりますが、この法案が、附帯決議で二年以内となつていてもかかわらず、ここまで出てこなかつた理由は何でしょうか。

○鶴保國務大臣 先ほど御答弁を申し上げたと  
思いますが、当時、この宇宙基本法の成立を受け  
て、二十二年三月にも報告書を取りまとめさせて  
いただいておりました。

ただ、当時の状況といたしまして、民間による  
宇宙活動がなく、立法事実がないこと等から、政  
府内で法制化を検討はさせていただきましたが、

今後の課題ということでおくれておつたといふ  
うに承知をしております。

近年、技術の進展に伴い、民間宇宙活動が本格

化してきたことや、速やかな法整備が必要となっ

ておるために、本年三月に閣議決定を行い、前通

常国会に法案を提出させていただいたところであ  
ります。

○高井委員 それともう一つ、私はちょっと指摘

を申し上げたいのは、前通常国会に出てきたけれ  
ども、結局成立できなかつた。それはやはり、こ  
の内閣委員会が、非常に法律がたくさんあります

と称して、G空間活用社会実現を目指すというこ  
とであります。これが非常に関係省庁が多岐にわ  
たつておりますが、正直、一体誰が司令塔なん

だ、どこが中心になつているのかということがわ  
かりにくいつつですが、このG空間の推進体制、あ  
るいは関係する各省の連携体制というのはどう

の、ある意味、会期の問題でも通らないというこ  
とは本当にじぶんじたる思いがありまして、やはり  
私は会期そのものをもっと延ばすべきじゃない  
か、そもそも一年じゅう国会を開いていた方がい  
いんじゃないかと、ずっと前から思つておりま  
す。

実は、韓国はほぼ通常国会だと聞いて、私は韓  
国まで行つてちょっと状況を聞いてきたんです。  
しかし、韓国も同じように憲法では会期というの  
が決まつていて。ただし、韓国は、日本とこれは  
同じなんですねけれども、四分の一の議員が要請を  
すれば会期を延長できるとなつていて、ほぼ  
通例のようになつていて、そういうことであります。  
しかし、我が國も実は憲法上そうなんですね  
けれども、去年、年末、我が党が要求したにもかかわ  
らず開かれなかつた。そのまま結局通常国会ま  
で、いつまでに開かなければいけないということが  
ないということで、そういうことになつてしまつ  
たんです。

ぜひ、こうなつことが今後繰り返されないよう  
に、私は、やはり国会というのではなく、べく  
開いておいて、必要な法律を、これはもう政府の  
皆さん、与党の皆さんも、やはり法律を通したい  
という思いはあると思います。

正直、本当に、私は霞が関で働いていて、必要  
な法律が何本も通らない、何年も待たされるとい  
うことがありましたので、ここはぜひ、国会の中  
の改革として、ちょっと一つ、一言申し上げてお  
きたいと思います。

それでは、質問を続けます。  
今回、人工衛星ということでござりますので、  
衛星測位を利用した地理空間情報、これをG空間

と称して、G空間活用社会実現を目指すといふ

ことがあります。これは非常に関係省庁が多岐にわ  
たつておりますが、正直、一体誰が司令塔なん

だ、どこが中心になつているのかということがわ  
かりにくいつつですが、このG空間の推進体制、あ  
るいは関係する各省の連携体制というのはどう

なつてゐるか、お聞かせください。

○佐々木政府参考人 今御質問いたきました、  
地理空間情報の活用の推進についてどのように進  
めているかということをございます。政府とい  
たしましては、確かに、御指摘のとおり関係各省  
にまたがるテーマでござりますので、各省間で緊  
密な連携を確保しながら総合的に施策を推進す  
る、この必要のために、地理空間情報活用推進会  
議というものを設置しております。

この推進会議、具体的には、内閣官房副長官を  
議長としまして、内閣府、総務省、文部科学省、  
経済産業省、国土交通省、それぞれ制度なりイン  
フラを持つて主要官庁の協力を得ながら、内  
閣官房が中心となつて施策を推進してきておりま  
す。特に、施策を強力に一体的に進めるために、昨  
年の秋から五つのテーマ、G空間情報センタ、  
防災システム高度化など五つのテーマに絞つて、  
テーマごとにチームを形成していただき、各省  
連携をより緊密にしながら一体的に施策を推進し  
ていただいているところでございます。

○高井委員 今御答弁いただいたとおり、私も  
ちょっとと事前に調べたところ、G空間情報活用推  
進会議なるものがあつて、議長が官房副長官と  
なつてゐるんですが、これは聞いたたら、政務、事  
務、三名、官房副長官はいますけれども、三名と  
も議長だということなんですね。あと、事務局は  
官房副長官補室、官房副長官補という方がいます  
けれども、内政を担当する、この室でやつてゐる  
んですね。ところが、この内閣官房副長官補室と  
いうのは、大変忙しいというか、多岐にわたつた  
内政全般の仕事をやつてゐるわけで、そこの室が  
このG空間を専門的に司令塔としてやるというの  
は、やはりちょっと私は違和感があります。

実は、これは、同じようにドローンのときも感  
じていまして、ドローンという非常に今話題に  
なつてゐることも官房副長官補室がやつてゐるこ  
とが、この法律もそうだと思いますけれども、本  
當に国民にとって必要な法律がなかなか、国会

T総合戦略室、これがITの司令塔で、まさに鶴保大臣もその担当大臣であるわけですが、私はここでやった方がいいんじゃないかと思います。

ただ一方で、このIT総合戦略室も忙しいんですね。きょう二宮次長に来ていただいていますけれども、非常にやはりマンパワーが足りない、人數が少ないとということで、ただ、去年は開かれていないですよね、次長。持ち回りで多分一回やつただけであります、やはり、私、今、成長戦略の柱にITO、第四次産業革命が位置づけられている中で、やはりIT総合戦略室、IT戦略本部がもつと人もふやして、それからほかのG空間とかドローンとか、あるいは例えはフィンテック、金融の情報化、これもIT総合戦略室は所掌していないんですね。今、金融庁とか経済産業省とかいろいろな省がやっているんですけれども、やはり総合調整機能、特にIT、ICTはそれが重要でありますので、ぜひそういう体制をつくるべきだと思います。

ちょっととこれは通告していないんですけども、鶴保大臣、IT総合戦略室のトップとして、いかがですか。  
○鶴保国務大臣 おっしゃる趣旨は首肯できるものがたくさんあると思います。さまざまなお問題点をもう一度洗い出しながら、今後何ができるかを虚心坦懐に探つていきたいというふうに思います。

現在のところ会議が開かれていないということでありましたので、早速持ち帰りました、その開くに当たつての目的、ただ単に聞くというわけにいきませんから、どういうことをしていくかということについてもこれから検討させていただきたいというふうに思います。

○高井委員 IT業界は見ていますからね。IT総合戦略本部が持ち回りでしか、紙を回すだけで開いていないというのは、この間、竹中平蔵さんが新聞の論説で書いていました、そのことをやはり成長戦略の柱にするんであれば、しっかりと会議を開いて、決めるべき議題はたくさんあると

思いますので、ぜひ。

それからやはり人をふやすことだと思います。

これは前にこの内閣委員会で菅官房長官にもお願ひして、菅長官もうなずいておられましたけれども、ぜひ、ちょっと連携していただいて、IT総

合戦略室、人をふやすこと、仕事もふやすことで頑張っていただきたいと思います。

それでは、もう一つお聞きいたしますが、G空間関連で、今、各省庁でいろいろ実証事業をやつております。私は総務省の実証事業にちょっとかかわっていたことがあるんですけれども、このG空間の実証事業はどのような成果があつたんでしようか。

○佐々木政府参考人 G空間関連の実証事業についてのお尋ねをいただきました。

地理空間情報の活用を実際に進めていくためには、全国各地で、それぞれの地域の課題に応じて検証的なモデル事業を行つたり、あるいは技術開発の適用を行つております。それを社会実証事業としたしまして、平成二十七年度二十二件、二十八年度、ことしは計画最終年度ですので、刈り取ります。

○鶴保国務大臣 おつしやる趣旨は首肯できるものがたくさんあると思うんですけれども、さあまことに、全国各地で、それぞれの地域の課題に応じて検証的なモデル事業を行つたり、あるいは技術開発の適用を行つております。それを社会実証事業といたしまして、平成二十七年度二十二件、二十八年度、ことしは計画最終年度ですので、刈り取ります。

例えば北海道の岩見沢市におきましては、総務省と農林水産省が連携しまして、衛星情報を活用した農作業の効率化、具体的にはトラクターの自動運転、こういうものに取り組んでおります。

その中から実用化に向けての課題、例えば耕作地の形状であるとか、あるいは衛星情報を取り入れる端末が大き過ぎる、あるいはコストが高過ぎる、そういう課題を抽出して、さらに事業を進めの中で、それらの改善をモデル的に進めてきております。

これらのモデル事業の成果を踏まえまして、先ほど申し上げたチームごとで実際の施策を実用化する段階に溶け込ませながら、水平展開を図つていつおるところでございます。

○高井委員 私がかわつたのは長野県で、山岳

遭難する方で死者の方というのは、実は年間七、八十人いると。これは長野県の交通事故死と同じくらいの数、いらっしゃる。GPS機能を持つたビーコンという発信機を持つなければ、もし万が一遭難したときに、これを準天頂衛星、今一基飛んでいますけれども、この準天頂衛星で捕捉しようという取り組みだったんです。

非常に有効なことだと私は思いますので、こういった実証事業は予算がなかなか厳しいみたいですけれども、ぜひ頑張って予算をとつていただきて、引き続きやつていただきたいと思います。

ただ一方で、今、準天頂衛星という話をしまして、我が国はまだ、今一基しか上がつていません。間もなく、来年度には四基体制、それから平成三十五年、二〇二三年には七基体制になると、かなり精度の高い位置測位ができるということであります。現状はまだ一基であります、一基だと、季節とか、あと一日の中でも八時間しか捕捉できない、だから使えないんですね。

ということで、今、GPS。GPSは皆さん聞いたことがあると思いますけれども、これはアメリカの軍事衛星を活用して、三十基ほどアメリカが飛ばしているものを使って、さまざまな位置測位のサービスをやつていています。ただ、GPSのサービスをやつていて、さまざまな位置測位のサービスをやつていて、さまざまなものを使つて、さまざまな位置測位のサービスをやつていて、さまざまなものを使つて、さまざまなものを使つて、さまざまなものを使つて、さまざまなものを使つて、さまざまなものを使つて、さまざまの

ことがあります、現状はまだ一基であります、一基だと、季節とか、あと一日の中でも八時間しか捕捉できない、だから使えないんですね。

○高井委員 それはそのとおりだし、私もぜひ応援したいと思いますが、たゞ、それまでの間、二〇二三年、七基体制になるまでの間、アメリカのGPSに頼らなきゃいけないということを今お聞きしているわけです。

実は、同じような問題意識で、経済産業省が研究会をやっています。第四次産業革命に向けた横断的制度研究会、その報告書を読みますと、実は、デジタル市場で急成長を遂げたGABA、GAFATという言葉が、結構、業界では大分GABAという言葉が聞こなれない言葉なんですけれども、実はアルファベットの頭文字をとつていまして、グーグル、アップル、フェイスブック、マゾン、この頭文字がG、A、F、Aなんですね。これをGABAと。結構、業界では大分GABAという言葉をやつすようになつたんですけれども、このGABAのようなプラットホームは、その競争優位が固定され、支配的地位となつてゐる可能性が懸念されるというふうに書かれております。

もうちょっと読むと、このGABAに、今は大きく我が国は水をあけられている、しかし、これらのリアルデータをめぐる第二幕では日本でもFATという言葉をするようになつたんですけれども、このGABAのようなプラットホームは、その競争優位を生み出すことが必要であると、では、なぜそんな独占になるかというと、その

度な利用には課題があります。そういう意味で、便利でありますけれども、まだ弱点もある。しかも、今、私どもの生活は大分それを用いた方向になつていて。

これに対しまして、準天頂衛星、これが二年後に四基体制、二〇二三年から七基体制になりますれば、米国GPSに依存せざとも、二十四時間、どこにおいても、センチメートル級単位の測位精度が得られるという、世界最先端のところまでたどり着くことができるかと思います。

そういう意味で、宇宙基本計画では平成三十五年度をめどに七基体制を確立するということが決定されていますので、こういう体制が一日も早く実現できるように努力してまいりたいと考えております。

○高井委員 それはそのとおりだし、私もぜひ応援したいと思いますが、たゞ、それまでの間、二〇二三年、七基体制になるまでの間、アメリカのGPSに頼らなきゃいけないということを今お聞きしているわけです。

実は、同じような問題意識で、経済産業省が研究会をやっています。第四次産業革命に向けた横断的制度研究会、その報告書を読みますと、実は、デジタル市場で急成長を遂げたGABA、GAFATという言葉が、結構、業界では大分GABAという言葉をやつすようになつたんですけれども、このGABAのようなプラットホームは、その競争優位が固定され、支配的地位となつてゐる可能性が懸念されるといふふうに書かれております。

もうちょっと読むと、このGABAに、今は大きく我が国は水をあけられている、しかし、これらのリアルデータをめぐる第二幕では日本でもFATという言葉をするようになつたんですけれども、このGABAのようなプラットホームは、その競争優位を生み出すことが必要であると、では、なぜそんな独占になるかというと、その

要因が幾つか書いてあって、例えば、オンラインの市場ではネットワーク効果がより働くため独占が進みやすいとか、デジタル経済におけるプラットホームは拡大が容易であるため急速な独占化が達成されやすい、個人情報の蓄積がプラットホームの交渉力の源泉となっているというようなことが書いてあるわけでございます。

私も、やはりこうした、先ほどのGPSの話とも通ずることだと思います、位置情報を初め、さまざまな情報がこういった米国の企業に独占されてしまうということに問題があると思いますけれども、経済産業省はどのようにお考えでしょうか。

○柳瀬政府参考人　お答え申し上げます。

先ほど高井先生が御指摘になつた産業構造審議会の新産業構造ビジョンを受けまして、専門家の、有識者の方々に集まつていただきまして、第4次産業革命に向けた横断的制度研究会と、いうので、かなり専門の方に議論をしていただきました。

先生もちよつと御指摘いただきましたけれども、やはり、デジタル経済時代のプラットホームによって、ネットワーク効果が大きいので独占化が進みやすい、それから拡大が容易なものですから急速な市場の独占化が達成されやすい、それから情報が蓄積しやすいので交渉力の源泉をプラットホームが持ちやすい、それから先行する者が大きな力を持ちやすい、それによって新規参入者が入りづらくなるという可能性があるというのが専門家の見方でございます。

あわせまして、経済産業省と公正取引委員会で共同して、実態はどうなつているのかというのを、スマート向けのアプリケーション市場について、いろいろ事例の調査も行いました。そうしますと、OS事業者でもありますアプリストアの運営事業者が、みずからを経由しない決済手段を事实上制限する、あるいは売り上げの30%の手数料を取るとか、そういうことも見られております。

ただ、これが、独占禁止法上問題があるのかどうかとか、実際にイノベーションを阻害しているのかとか、そういうところまで、この分析では判断がまだつかない、そういう状態でございますので、今後さらに分析を深めて適切に対応していくたいというふうに思つてございます。

○高井委員　今おっしゃつていただきましたけれども、まさにスマートフォンのOSというの、アップルのiOSが七割、それからグーグルのAndroidが三割と、ほぼ一〇〇%この二社で占められているということであります。

このアリストアは、アップルはアップストア、それからグーグルはグーグルプレー、これが最初からプリインストールされているわけでありまして、さまざまアドリを提供しようという方は、このアリストア事業者と契約を結ばざるを得ない。しかもそれは、内容も一律で、そして交渉の余地もないということがこの報告書に書かれております。

この辺は、私は、スマートフォンですから総務省ももつと真剣に考えなきゃいけないんじゃないかなと思いますが、いずれにしても、GAFAMの問題は、実は我が国だけじゃありません。世界じゅうが同じようにGAFAMに占められていまして、そして、ヨーロッパでは既に動き出しています。ヨーロッパの競争当局は、このプラットホームに対する審査とか調査を行つてゐるということになりますので、経済産業省もう一度、何か分析するとかおつしやつていただけれども、分析して

他方、イノベーションがこれで起きにくくなるということ、これは産業政策上の課題もございまます。そういうことで、私どもとしましては、データの利活用に阻害がないか、あるいは、このデータ自体に、知的所有権と申しましようか、そこには価値をどこまで見て、どこまで保護したらいいのかというのが、やり過ぎると逆にイノベーションが起きなくなるし、そこを何もしないと、それがそれで、価値がないとイノベーションが起こりづらいということがございます。この産業政策上の観点から、次の一步を考えようというふうに考えてございます。

○高井委員　なかなか、確かに、おつしやるようになりますが、このITSも非常に各省にまたがるんですけども、これも今どういう推進体制で行われているか、教えてください。

○豊田大臣政務官　お答えを申し上げます。ITSは、交通事故の減少や高齢者を含めた地域の新たな移動サービスの実現などに寄与するとともに、我が国の自動車産業が世界をリードする競争力を維持する上で不可欠な技術であると認識をいたしております。

このため、政府では、IT総合戦略本部のもとに設けた道路交通分科会において、関係省庁の参加のもと、制度面も含めた政府全体の戦略を議論し、本年五月に官民ITS構想・ロードマップ二〇一六として取りまとめたところでございます。また、総合科学技術・イノベーション会議では、戦略的イノベーション創造プログラム、SIPのテーマの一つとして自動走行に関する研究開発を進めており、省庁連携による横断的なマネジメントを行つてゐるところでございます。

今後とも、IT総合戦略本部及びSIPを両輪としつつ、関係省庁との緊密な連携体制のもと、ITSの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○高井委員 ITSは、IT総合戦略室が担当して分科会も設けておられますので、まだまだとは思うんですが、ただ、これは今も御説明があつたように、SIPという内閣府の、研究開発はそつちがやつているんですよ。つまり、内閣府のSIP部門と内閣官房のIT総合戦略室が両輪でやつている。これも私は、どこかが責任者はやはり一人にして進めていかないといけないんじやないかと。

ただでさえITSは非常に関係省庁にまたがっていて、国土交通省なんかは、旧運輸省と旧建設省でそれぞれ役割が違うんですね。だから両方入つていてるみたいな、非常に多岐にわたる分野でありますので、ここはぜひ、IT総合戦略室、鶴保大臣のもとで一元的にしっかりと取り組んでいた少しが論に入るんですけども、ITSに使う電波の周波数が、ちょっと我が国は特殊なんですね。ほかの国、世界各国を見ると、今、五・九ギガ帯という、ここをほぼみんな一致して使おうとしているんですけど、我が国だけなぜか七百メガヘルツ帯という別の帯域を使っているんですけど、これは、地上テレビジョンのデジタル化に伴いまして生じました空き周波数を使って利用されているものでございます。

○渡辺政府参考人 お答え申し上げます。今御指摘の七百メガのITSの関係でございますが、これは、IT総合戦略室が担当して分科会も設けておられますので、まだまだとは思うんですが、この活用につきましては、平成十八年から十九年にかけまして、情報通信審議会にて、どういった用途で使つたらいいんだろうかという形の御議論をいたしましたところでございます。

この中で、七百メガに関しましては、需要が増大する携帯電話のほかに、より安全な道路交通社会の実現に必要なITSを使用できるようにするも、アウディ、BMW、ダイムラーの三社は、大会の実現に必要なITSを使用できるようにする

ということが適当とされたところでございます。

これは、特に日本のように建物が密集した状況でも、電波がビル陰にも回り込む、こういった七百メガの電波の特性を活用することで、見通し外での交差点等における出会い頭の事故防止、こいつたもの等に関する有効だろうということで、特に安全運転支援にこういったことを活用することが適當ではないかという形で評価いたしましたるものでございます。

また、具体的な七百メガヘルツ帯の周波数の関係でござりますが、まず、携帯電話の利用に関しては、携帯電話の端末から基地局に対する電波、これを我々は上りと言つておりますが、それと基地局から携帯電話に来る下り、この二つの周波数帯が必要でございます。

これらの周波数帯といったものが相互に干渉しないよう、どうしたらしいかというと、これに関しましても詳細な技術的な検討を行つたところでございます。

その結果、混信を防止するために、いわゆる上りと下りの周波数の間に一定の間隔、これを我々がカードバンドと言つておりますが、こういったものが必要だというふうな結論が得られたところでございます。

ITSの周波数に関しましては、周波数の有効利用を図るという観点から、携帯電話に利用できないガードバンドの周波数を使うことによってITSの電波の利用にしようということで決定したるものでございます。

なお、昨年十月から、この七百メガヘルツ帯を使いました車同士の通信ですとか、車と道路の通信によってドライバーに注意喚起を行うようなこういったサービスが現在実用化されているところでございます。

○高井委員 我が国の事情はわかりましたが、しかし、世界とそこは一緒にやなくて大丈夫なのかということを非常に心配いたします。

これは九月二十八日の日経新聞なんですが、も、アウディ、BMW、ダイムラーの三社は、大

手半導体、通信機器大手と組んで、第五世代、5Gのサービスの開発で提携すると発表した、そのほかに、インテルとかクアルコムとかエリクソンとかノキアもこの5Gの連合をつくった、世界市場の普及に向けて、標準規格や承認の仕組みも整備を支援するという記事があるんです。

まさに世界が同じ帯域を使って標準化していくという流れの中で、我が国だけが七百メガ、先に割り当てちゃつたから、もうサービスインしている。確かに世界初のサービスが今七百メガでスタートしたわけですから、しかし一方で、こういつた国際社会の中で孤立しないか、ガラバゴス化しないかということは大変懸念をするんですねけれども、その点はいかがなんでしょうか。

○渡辺政府参考人 ただいま御指摘いただきまして、た欧米での五・九ギガの周波数の関係でございまが、日本におきましては、これに極めて隣接します五・八ギガヘルツ帯の電波を使いまして、有料道路等において、いわゆる自動支払い、ETC、こういった形で利用されているところでございます。

一方で、今、欧米等での動きというのも勘案いたしまして、五・八ギガ帯の電波の特性を踏まえて、より多くの情報を伝送することが技術的に可能になるということから、例えば車同士での正確な位置情報ですとか速度情報のやりとり、または道路に設置しました無線局から車への極めて細かい詳細な渋滞情報の提供ですとか、こういったことを通じまして、より高度な安全運転支援システムが実現するということが期待されているところでございます。

○高井委員 五・九と五・八は確かに近くで、多分五・八を使ってもいいんだと思うんです。ただ、五・九は今、FPUという、放送会社がテレビ中継用にずっと使っていまして、これをあけるとなると放送局が全部機材を買いかねなきやいけない、数百億単位になるんじやないかということで、なかなか現実的ではないのかなとは思っています。

そういう意味で、では五・八ギガ帯を使おうと思つても、今確かにITSで使つていますけれども、使い方はETCなんですね。国土交通省や道路公団、高速道路を管理している会社に割り当ててETCとして使つていて、特に、国交省も頑張つて、ETC二・〇ということで、全国千六百ヶ所に通信のアンテナを立てて、渋滞情報を全部拾おうと。そうすると、どこが渋滞しているとか、あるいは、カーナビと連動していますから、

例えば東京都心を抜けるよりも外環道をずっと回つた方が近くなる、そして、そのときに料金まで割り引くとか、そんなサービスを国交省は検討しているということで、それはそれですばらしいことなんですね。

しかし、この五・八ギガを使わないと、私はまた世界各国の競争に乗りおくれるというか日本だけがカラバゴス化するおそれがあると思うので、私は、ここは国交省とよく話ををして、この五・八ギガ帯をあけてもらうということを総務省は検討すべき、やるべきだと思いますけれども、いかがですか。

〔松本(文)委員長代理退席、委員長着席〕

○渡辺政府参考人 今御指摘のとおり、ETCの電波というのは極めて狭い周波数の帯域を使いながら行っているものでございますが、先ほど私が行つてあるといいますものは、これまで以上に広い帯域を使う形で、車同士の通信ですか、そういったことに活用できないかということで技術的な検証を行つてあるところでございます。

それに関しましては、既存のETCとの共用ができるのかとか、そこら辺の共存をどう図るかといふことも勘案しながら現在進めている状況でございまして、国土交通省等も、そこら辺の部分に関しましては連携しながら、具現化におけるままでこれから検討してまいりたいというふうに思つてございます。

○高井委員 これは一般論でも結構ですけれども、今使つてある電波をあけてもらうというの

は、総務省の権限でできるんでしょうか。周波数の変更というのは、どういう手続で行われるんでしようか。

○渡辺政府参考人 周波数の変更にはいろいろな手法がござります。

例えば、あらかじめ例えば十年後に、免許の期間が五年でございますので、大体十年ぐらいするまうだろうということもございますので、そ

いたことをタイミングを見ながら、十年後にそいつの周波数帯はこういつた用途に使うという形の方針をするというのが一つの方法でございます。

そういう形で、例えば地デジですか、あるいはいつたものの導入に関しましては、そういうのが一つの手法でございます。

さらには、例えば、損失補償と申しまして、国際的な条約等に基づいて、あるときに違つた周波数を使わなきゃいけないということに基づきましたて、周波数の移行をお願いする場合がございま

す。これは、ある意味、免許の有効期間中に移行するということともござりますので、損失補償という形で、政府からそのための移行費用を出して対応する、こういつた幾つかの手法等を用いながら対応しているのが現状でございます。

○高井委員 私は、さつき七百メガの話もしたのは、携帯の利用であるとか、この五・八とか五・九も、アメリカや欧州はもうWi-Fiに使うといふようなことも検討しているという話を聞いております。やはり電波というのが今非常に重要な国民生活にとって、今までもそうだったけれども、より密着した、なくてはならない、しかし限りがある。

技術開発でどんどんその使用もふやしていくままで、しかしながら、それでもやはり限りがある中で、携帯、スマホの情報量も飛躍的にふえていく中で、やはりどう電波を割り当てるかというか再配置するかというのは非常に重要なテーマで、しかし、私はここは政府がやらないといけない、総務省がやらないといけないことだと思いますので、いろいろな利害関係者がいて大変だとは思いますが、それども、ぜひ、今あるからもうできないんだといふことではなくて、国民生活にとって何が一番ふさわしいのかということを考えて、さつき、放送会社の五・九を使って放送機材を全部買あ百億以上なんでしょうけれども、でも、それだ

けかけてもこの電波をあけた方がいいということであれば、地デジもそうでしたけれども、やはり国費を投入してでもやるというのも一つの選択肢だと思いますので、ぜひこの周波数政策というのはしっかりと考えていただきたいと思います。

それでは、もう時間があと五分、最後の一つぐらいで、今度はビッグデータ、オープンデータの政策について。

これは今までに官民でさまざまな情報があるわけであります、これがなかなか十分活用できていないんじゃないかな。去年、この内閣委員会でも個人情報保護法の大改正があつて、匿名加工情報ということができて、匿名化してビッグデータ化して使おうということは、法律は整備されましてけれども、でも、政省令がまだで、十分これが進んでいるというふうには思われないのであります。

このビッグデータ、オープンデータ、特に国や地方自治体が持つていて、公的機関が持つていてこのオープンデータ政策について、政府としてはどのような取り組みをしておりますでしょうか。

○二宮政府参考人 お答え申し上げます。ビッグデータ、オープンデータを含めましたITの利活用につきましては、力強い経済成長や安全、安心、快適な国民生活を実現する上で不可欠だというふうに認識をしているところでございます。

分野横断的にデータを利用することで新たなイノベーションや新たなサービスが生まれ出され、国民生活の質の向上や、超少子高齢社会における諸課題の解決にも貢献することが期待をされるというところでございます。

このようないい認識のもとで、先般、IT総合戦略本部のもとにデータ流通環境整備検討会を設置してございまして、事業者や業界を超えて多様なデータが流通、利活用される環境の実現に向けて検討を進めているというところでございます。

オープンデータにつきましては、これまで公開活動による課題解決型のオープンデータ、これの

実現を目指し、本年五月に、オープンデータ二〇を定めているところでございます。

具体的に申し上げますと、二〇二〇年までを集め取り組み期間といたしまして、一億総活躍社会の実現や二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会といった政策課題を強化分野に設定いたしました、オープンデータのさらなる深化を図つているというところでございます。

また、地方におけるオープンデータの取り組みについてでございますけれども、現在、オープンデータに取り組む地方公共団体は二百三十三団体ほどござりますけれども、政府といたしましては、オープンデータの推進のためのガイドラインを示すとともに、オープンデータ伝道師といいます、オープンデータに造詣の深い先生方を任命いたしまして、これを地方に派遣するといったことなど、地方公共団体による取り組みを今後とも支援してまいりたいと存じます。

こうした取り組みを含めまして、ビッグデータ、オープンデータ利活用を促進してまいりたいと考えてございます。

○高井委員 大変重要な取り組みだと思っておりますので、これは政府だけに任すのではなくて、我々国会でも、この分野は、私は与野党は関係ない、争う場ではないと思っておりまして、平井筆頭理事とも御相談しながら、議員立法を提出すべく、我が党でも今議論を重ねてしているところでございます。

まさにさまざまなデータが、今、特に国や地方自治体がばらばらなベンダーであつたり、標準化されていないということが、これを阻害する一つにもなつておりますので、そういうたつ情報システムの標準化をするとか、あるいは、もともと行政手続というのはもうこれはオンラインでやろうよと、これも原則化するとか、こういつたことをぜひ前向きに取り組んでいきたないと我々も思つておりますので、ぜひ……(発言する者あり)そうです

ただ、一方で、冒頭申し上げましたとおり、内

閣委員会が非常に込んでいる、そういう事情もあって、最初の話に戻りますが、やはり会期をしつかりとつていただけて、かつ、委員会の配置みたいなものももっと柔軟にやつていただけたらということを最後にお願いいたしまして、私からの質問といたします。

○秋元委員長 次に、島津幸広君。

○島津委員 日本共産党的島津幸広です。

今回提出されている両法案は、その趣旨説明で、宇宙基本法の基本理念にのつとりとされています。そこで、まず、宇宙基本法と宇宙基本計画についてお聞きします。

宇宙基本法に基づき、宇宙基本計画が第三回にわたって立てられています。この宇宙計画を見てみますと、かなり変遷しているのがわかります。例えば、昨年一月に発表された第三次基本計画。この計画には、安全保障という言葉が至るところで出てきます。これまでも使われていたんですけども、非常に多くなっています。

例えば、見出しだけを見てみましても、第一章の(二)で「宇宙空間の安全保障上の重要性の増大」、あるいは第二章の(二)でも「宇宙安全保障の確保」、第四章、具体的アプローチの中でも「宇宙安全保障の確保」とあり、ここでは「宇宙協力を通じた日米同盟等の強化」とまで踏み込んでいます。気になるので数えてみました。安全保障といふ言葉は五十五回出てきました。何でこんなに繰り返されているんでしょう。大臣、どうですか。

○鶴保国務大臣 急速な技術革新等により宇宙活動が増加をいたしまして、宇宙空間はかつての米ソ二極構造から多極構造へと転換をいたしました。その結果、宇宙空間におけるパワーバランスに変化が生じたこと、あるいは、宇宙デブリがふえまして、対衛星攻撃の脅威も増大するなど、宇宙空間の安定利用を妨げるリスクが深刻化したことを、などが実質的な理由として挙げられるかと思います。

また、平成二十五年十二月には国家安全保障戦略、NSSが策定をされまして、これに応じた新たな宇宙政策が必要となるなど、宇宙空間の安全保障上の重要性も増大したことなどを挙げられます。いずれにいたしましても、五十五回の安全保障について特段の意味があるというふうに私は考えておりません。

○島津委員 特段の意味がない割にはたくさん出でてくるんですけれども、宇宙というのはそもそも安全保障のために存在する空間なのか、このこと

を私はまず問題提起しておきたいと思うんです。それは大臣。

その上でお聞きしますけれども、宇宙基本法が二〇〇八年に制定されました。そもそも、宇宙基本法とは何のためにつくられたんでしょうか。これが大臣。

○鶴保国務大臣 先ほど佐藤委員の御説明にもありました、平成二十年五月に宇宙基本法が制定されました。そもそも、宇宙基

本法とは何のためにつくられたんでしょうか。これは大臣。

その上でお聞きしますけれども、宇宙基本計画

二〇〇八年に制定されました。そもそも、宇宙基

本法とは何のためにつくられたんでしょうか。これが大臣。

その上でお聞きしますけれども、宇宙基本計画

二〇〇八年に制定されました。そもそも、宇宙基

本法とは何のためにつくられたんでしょうか。これが大臣。

ですけれども、内閣委員会で我が党の吉井英勝衆議院議員がこの趣旨について質問した際に、こういう答弁だったんです。

本法案では、宇宙開発利用を我が国の安全保障に資するよう行うものと位置づけており、憲法の平和主義の理念にのつとり、専守防衛の範囲内で防衛目的の宇宙開発利用は行うことができるのが本起草案の趣旨だ、こういう答弁がありました。

それでは、ここで言つていた安全保障に資する宇宙開発、これは一体どういうものなんでしょう

か。

○鶴保国務大臣 委員御指摘のとおり、平成二十

八年四月に閣議決定をいたしました宇宙基本計画においては、安全保障に資する宇宙開発として、我が国における測位、通信、情報収集等のための宇宙システムを強化することさせています。

○鶴保国務大臣 委員御指摘のとおり、平成二十

八年四月に閣議決定をいたしました宇宙基本計画においては、安全保障に資する宇宙開発として、我が国における測位、通信、情報収集等のための宇宙システムを強化することさせています。

具体的には、準天頂衛星の七基体制の確立による持続測位の実現、Xバンド防衛衛星通信網の拡充による抗撃性、秘匿性の高い衛星通信網等の整備等を例示させていただいているところであります。

○島津委員 一九六九年、国会で、宇宙の開発利

用は平和利用に限るとした特別決議が上げられました。日本のこれまでの宇宙科学や開発の歴史を見

てみますと、この決議がこれからの日本の宇宙開発にとって非常に重要な決議だと思います。

一九〇八年の宇宙基本法制定の際にも議論され

ました。我が党の吉井議員が、改めて、軍事のた

めの宇宙開発はしないという政府の考え方と

いうことで理解しておいていいか、こういう質問

に対して、当時の町村官房長官は、平和的目的に限りというのは非軍事を意味する、こういう旨の答弁をしています。

これは再度確認しておきたいんですけども、この一九六九年の国会決議というのは今日でも生きているんでしょうか、大臣。

○鶴保国務大臣 宇宙開発利用につきましては、

一九六九年に、衆議院による宇宙の平和利用決議において、宇宙の開発及び利用は平和の目的に限り行うものとする決議されております。

二〇〇八年に議員立法により制定された宇宙基本法では、安全保障に資するよう行うものと宇宙開発利用を位置づけておりまして、憲法の平和主義の理念にのつとり、専守防衛の範囲内で防衛目的の宇宙開発利用は行える趣旨であると承知をしております。

緯り返しになりますが、憲法の平和主義の理念にのつとり、専守防衛の範囲内で我が国の防衛のために宇宙開発利用を行うことは、決議の文

言及びその趣旨に反するものではないと考えております。

○島津委員 今お話をありました二〇〇八年五月

に、この基本法に基づいて国会の審議があつたん

ましたとおり、平和利用決議における平和の目的



じやないか。こういう指摘もいろいろなところから上がっているわけです。平和と国民生活を破壊する衛星の軍事利用、きつぱりやるべきじやないんでしょうか。

続いて、準天頂衛星についてもお聞きします。

第三次宇宙基本計画では、日本版GPS、全地球測位システムと呼ばれる準天頂衛星を、現在の一基から前倒しして七基体制が掲げられました。先ほども議論があつたところです。

この問題は、参議院の予算委員会で我が党の井上哲士議員も取り上げましたが、日米ガイドライン防衛協力指針に、新たに宇宙に関する協力が盛り込まれました。そして、二〇一三年から開始された宇宙に関する包括的日米対話で、日本の準天頂衛星システムの協力の促進が日米で議論されています。そのもとで、準天頂衛星整備前倒しが行われ、七基体制を目指して当面四基にふやす。これは二千億円強が見込まれているわけです。

大臣、この準天頂衛星、アメリカの要求に沿つて、米軍と協力する、軍事利用するということじゃありませんよね。

○鶴保国務大臣 七基体制の確立についての御趣旨でのお尋ね、だらうと思いますが、米国GPSと同じ信号を出すことから、米国GPSと連携した衛星測位システムの抗堪性強化につながるということが一番大きな理由だと思います。またあるいは、米国GPSに依存しない我が国独自の持続測位を可能とするという二つの側面から、我が国の安全保障強化には資するものと考えております。

具体的な安全保障上の有効活用の中身や準天頂衛星の利活用につきましては、繰り返しになつて恐縮ですが、日本国憲法の平和主義の理念に基づき、関係府省とも連携をしながらこれまで詳しくを詰めていきたいというふうに思います。○島津委員 GPS衛星というのは、カーナビなどに使われていますから、カーナビなどのために打ち上げられたと思われるがちなんですかね。実はそうじやありません。本来の目的は軍事用なんです。潜水艦が海中からどこへ浮き上がるか、

これを決めるのもこのGPS、軍隊が移動する、こういう情報もこれでやるわけです。

アメリカは、今お話をあつたように、三十基のGPS衛星を打ち上げています。無人攻撃機の問題が大分問題になつていますけれども、この無人攻撃機の運航も、GPS衛星が遠隔操作のかなめになつてます。

今、大臣、お答えがありましたけれども、こういうGPS衛星、日本の準天頂衛星も軍事目的に利用されるんじやないかと非常に懸念するわけです。それはないということを改めて、今の答弁だとちょっととよくわかりませんでしたけれども、軍事利用はさせないということを約束してほしいと思うんです。

○鶴保国務大臣 委員御指摘の軍事というものの内容が必ずしも明らかではありませんが、軍事がいかなるものであるかということに対しての判断は、主体、あるいは相手先、あるいはその環境、状況などにより、その都度確認をするものといふふうに考えております。

御指摘の軍事利用の有無につきましては、日本国憲法の平和主義の理念に基づき、準天頂衛星の利活用について検討をさせていただきたいというふうに思つております。

○島津委員 結局、約束、明言していただけないわけですから。

今まで見てきたように、リモートセンシング衛星というのは、静止気象衛星「ひまわり」など、私たちの暮らしに役立つてある一方で、

上空から、地上や海上での他の国や部隊や基地の動きや活動状況を画像情報として探るスパイ衛星の役割を果たすこともできるんです。

無人攻撃機など、直接の武力行使にも活用されています。平和利用で始まつた宇宙開発が、なし崩し的に軍事利用に傾き、それが強まっていく、この懸念、きょうの議論でも拭い切れません。

最後に、法案について具体的にお聞きします。法案は、内閣総理大臣によって、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国安全保障に支障することがあります。

を及ぼすおそれがあると認める十分な理由があるときは、画像の提供を一定期間、特定の地域を示して禁止することができるとしています。

確認したいんですけども、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国安全保障に支障を及ぼすおそれとは客観的にどういう場合なのか、そして、十分な理由とはどのような事態を想定しているのか、これをお答え願います。

○高田政府参考人 お答え申し上げます。国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国安全保障に支障を及ぼすおそれがあるものとは、いろいろな場合があります。

その上で、あえて申し上げるとすれば、例えば、衛星リモートセンシング記録が紛争当事国やテロ組織などによって利用され、武力紛争やテロ行為などが助長されるおそれがある場合、あるいは、政治、軍事的な情報収集手段として利用され、我が国安全保障に支障を及ぼすおそれがある場合などがこれに当たる可能性があると考えております。

また、十分な理由があるときということについてのお尋ねであります。このような国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国安全保障に支障を及ぼすようなおそれがあるときであつて、そのように認識するのに十分な資料や客観的、合理的な理由がある場合などがこれに当たる可能性があると考えております。

また、十分な理由があるときということについてのお尋ねであります。このような国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国安全保障に支障を及ぼすようなおそれがあるときであつて、そのように認識するのに十分な資料や客観的、合理的な理由がある場合などがこれに当たる可能性があると見ております。

○島津委員 暗昧な点も多々ある答弁でした。国民の知る権利を脅かしかねないと思いました。

さらに、画像の提供を一定期間、特定の地域を示して禁止するとしているわけですから、日本国内で規制をしても、実際問題として、アメリカなどから海外の情報はどうどんと入ってくるわけです。特に、アメリカは軍事技術の古くなつたものを民間に払い下げして活用しているため、アメリカの民間データが流れ込む、こういうことが今

その意味でも、今回の法案というのは実効性がないんじゃないかなと思うんですけれども、どうで

しょう。

本法案においては、国内に所在する操作用無線設備を用いた衛星リモートセンシング装置の使用により取得した記録を規制対象としており、海外に所在する操作用無線設備を用いた衛星リモート

センシング装置の使用により取得した記録は規制対象とはなりません。その点は御指摘のとおりでございます。

一方、民間事業者が衛星リモートセンシング装置を使用する能力を持つ国では、衛星リモートセンシング記録を適切に管理するための法制度が整備されておりまして、アメリカ、カナダ、ド

イツ、フランスといった国でも整備されてござい

ます。

我が国といたしましても、こうした国々と緊密に連携をすることによりまして、衛星リモートセンシング記録の適正な取り扱いの実効性を確保してまいりたいと考えております。

私は、ある研究者の方からこの法案の審議に当たつて話を聞いたんですけども、今回のリモート

センシング法規は、そうした今述べた実効性がないと同時に、研究者にとって不安と語つていました。研究者にとっては、これが制約になつて害悪の方が大きいやんじやないか、制約を加えずに自由に競争した方が宇宙技術の民主的発展にとって有効である、こういう声だつたんです。

こうした研究者の立場からの不安、心配、この

声にどう応えるんでしょうか。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

本法案で規制対象となる衛星リモートセンシ

グ記録、こちらを利用するに当たりましては、適正に取り扱うことができる旨の内閣総理大臣の認定を受ける必要がございまして、申請等の一定の手続負担を必要とする事実でございます。

一方、本法案第三条第二項におきましては、「衛星リモートセンシング装置の使用により生み出された価値を利用する諸活動の健全な発達が確保されるよう適切な配慮をするもの」と定められております。

認定に係る判断基準につきましては、衛星リモートセンシング記録の利用の目的が国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすものでないこと、衛

星リモートセンシング記録の安全管理措置を適切に実施できることなどが考えられておりますが、詳細な検討に当たりましては、研究者の方々の研究活動が円滑に進むように検討してまいりたいと考えております。

○島津委員　ぜひ、こうした研究者の皆さん的心配にきちんと応えていただきたいと思うんです。この法案は、テロ対策等を名目に、最新の宇宙技術で得た情報に政治、行政的な規制をかけるものです。国による規制が進むと、画像コーダーである研究者にとっても大きな制約になるわけです。宇宙科学発展の妨げともなります。

同時に、画像を商用として取り扱っている民間企業にも支障が生じることになります。基準が不明確なまま、時の政府の判断で禁止措置をとる、こういうことになるわけですから、非常に危険だということを指摘したいと思うんです。宇宙というのは、ハッブル宇宙望遠鏡で撮られた神秘的な映像に多くの人が魅せられています。木星や火星探査での新発見に心が躍り、小惑星探査機「はやぶさ」の劇的な帰還で多くの人が拍手を送りました。

こうした宇宙をめぐる話題には夢とロマンがつき立たれます。しかし、それらは宇宙開発の一面でしかありません。そうした華やかな話題の裏で進行しているのが宇宙の軍事利用です。宇宙科学、探査分野や民生分野が後景に押しやられ、軍

事利用に莫大なお金がつぎ込まれています。軍事機密に制約されるため、民生用に開発普及されコストダウンを進める阻害にもなります。科学技術の発展の阻害にもなるんです。

日本の宇宙開発は、一九六九年の全会一致での国会決議以来、非軍事に限られ、自主、民主、公開の原則で進められてきました。改めてこの決議に立ち戻って、日本の宇宙開発を憲法九条に基づき平和目的に限定する、そのためには宇宙基本法の安全保障条項を削除することを求めて、質問を終わります。

○秋元委員長　次に、浦野靖人君。  
○浦野委員　日本維新の会の浦野です。よろしくお願いをいたします。

先ほど共産党の先生も最後におつしやつていま

した、宇宙というのは本当にいろいろ夢もたく

さんある世界です。個人的には、私は、スター・

トレックが大好きで、いつかあんなふうになつた

らしいなと思つていていますけれども、あれはもう完

全に軍事が描かれている世界ですので、きょうは

それは触れないでおこうと思います。

質問に入りますけれども、冒頭からいろいろとお話をあつたのでかぶるかもしませんけれど

も、今回の法整備はもちろん重要なですけれど

も、これから宇宙産業の成長にどういうふうに取

り組んでいくのかということが、軍事利用しな

い、平和目的利用しかしない、日本の、もちろん

技術的にはたくさん強みがあるとは思ふんですけど

れども、どこに向けて成長させていくかというこ

とが重要だと思います。その点について考えて

いることを述べていただきたいと思います。

○豊田大臣政務官　お答えを申し上げます。

HIIIロケットについてのお尋ねでございますけ

れども、HIIIロケットにつきましては、宇宙輸送

の自立性を継続的に確保する、また、打ち上げ

サービスの国際競争力の強化をするということを

目的いたしまして、一層の運用コストの削減、

また、多様な打ち上げニーズへの対応というこ

とを可能としますよう、その開発を官民一体となつて現在進めているところでございます。

現状についてというお尋ねでございますけれども、昨年度、基本設計を完了いたしたところでございまして、ロケットの機体の形態を確定したところでございます。現在、エンジン、機体構造、電気装置、補助ロケットブースター等の詳細設計に着手をしているところでございます。さらには、本年度中にも、新たに開発をいたします第一段エンジン、それから補助ロケットブースター

中、我が国も産業振興としての宇宙政策を重点的に使う必要がございます。

このため、我が国の宇宙システムの海外展開に積極的に取り組むことが重要。また、準天頂衛星を始めとした各種の宇宙システムを整備するとともに、宇宙を利用した新事業、新サービスの創出など、宇宙開発利用戦略を強力に推進してまいります。

○浦野委員　ありがとうございます。

○豊田大臣政務官　お答えを申し上げます。

民間による人工衛星等の打ち上げを行つてゐる

先進国であるアメリカ及びフランスにおいては、

両国とも政府補償制度を導入しておりますが、制

度が導入されて以降、政府補償が支払われた実績

をございません。

○浦野委員　ありがとうございます。

○豊田大臣政務官　お答えを申し上げます。

の燃焼試験等の実施を予定しているという状況でございまして、平成三十二年度の初号機打ち上げを目指しまして、今後とも着実に進めてまいります。

○浦野委員　ありがとうございます。

○豊田大臣政務官　お答えを申し上げます。

人工衛星等の打ち上げに伴い発生し得る被害の

規模は、ロケットの大きさや打ち上げる場所の周

辺環境等によって異なつております。そのため、

本法では、人工衛星の打ち上げ用ロケットの設

計、打ち上げ施設の場所、その他の事情を勘案し

た上で、個別に保険額を算定することとしており

ます。

具体的な額については今後内閣府令で定める

としておりますが、ベンチャーエンタープライズ等の新たな

小型ロケットに対し、ロケットの規模に応じた合

理的な額となるよう検討を進めてまいります。

本年四月に閣議決定された宇宙基本計画においては、宇宙安全保障の確保、民生分野における宇

宙利用の推進、宇宙産業及び科学技術の基盤の維持強化の三つを、今後十年間の宇宙政策の目標と

おります。各国が産業育成にしのぎを削つてゐる

○浦野委員 今いろいろとお答えをいたしましたけれども、日本は技術的には恐らく世界でもトップレベルのさまざまなものを持つてていると思ふんですね。こういう技術を、宇宙分野でももちろんたくさんいろいろな技術を持っていると思います。

こういった強みを生かした宇宙システムをまた、日本の技術を海外にしつかりと売り込んで、日本全体の経済の部分もありますし、底上げをしていくということもあると思います。この海外展開ですね、もちろん、日本だけじゃなくて海外展開に向けた大臣の決意を聞かせていただきたいと思います。

○鶴保国務大臣 私も、先般、この衛星関連の仕事を九月にトルコにも出張させていただきました。その際、ユルドゥルム首相を初め主要大臣と会談を行させていただき、我が国の宇宙開発、宇宙技術の大変注目をしていただけて、期待をしていただいているということをひしひしと感じます。

現在、御案内のとおり、世界の宇宙産業というのが年率7%もの高成長を遂げておるということや、各國がこの宇宙産業分野に進出をすべくしのぎを削っている状況でありますから、ここは政府が政治主導をもつて、政治も主導的な役割を果たしながら、こうした産業分野にしつかりとコミットしていくかねばならない、といふうに思います。

経協インフラ戦略会議というものがございまして、インフラ輸出にも取り組んでおるところでありますので、この宇宙分野はその大きな柱になるというふうに考えております。

○浦野委員 これから日本が世界に貢献していく分野の大きな一つだろうと私も考えておりますので、ぜひしっかりとやつていっていただけたらと思っております。

もう一つ、気になるというか、私は個人的に、皆さんとは意見が違うかもしませんけれども、この間も大きくニュースになりました、中国が有人飛行をまた成功させています。これで、今有人飛行を行っている国はアメリカとロシアと中国、

世界では三ヵ国だけということです。

私は、もちろん有人飛行、日本独自でそういう技術をしつかりと確立してできればいいかなとも思っていますけれども、実際は、いろいろお聞きすると、かなりハードルの高い技術だ、また、場所的に非常に、有人飛行の打ち上げに地理的に余り適していないところもあるということで、なかなか難しいんじゃないかというふうにはおっしゃっていました。

私自身は、有人飛行をそんなに無理やり目指すことはないと思っています、残念ですけれども。

ただ、私はやはり、世界各国で行われているいろいろな技術発展に寄与できるような部分で、別に有人飛行のみならず、いろいろな貢献できる分野は日本は持っていると思いますので、そういう部分をどんどん前に進めていきたいなと個人的には思っています。

今現在、日本で、有人飛行に関してどういうふうな方向性で考えられているのかというのをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○白間政府参考人 お答え申し上げます。

有人飛行、有人宇宙活動についてのお尋ねでございましたけれども、私ども、有人宇宙活動につきましては、御例示のございました中国のようないくつかの方向性で考えられております。

○鶴保国務大臣 段々のお話にあつたとおり、宇宙開発利用は本当に地平が変わってきております。民間の参入のみならず、各国の科学技術の発展がそれぞれにおいて進んできたおかげで、各國は、この七%以上の経済成長の中で、宇宙分野に参入をしようとしてのぎを削つておるところでありますから、我が国としても、この技術の発展、寄与のために、そしてまた、先ほど委員から御指摘があつたような、スター・トレックとまでは言いませんが、夢と希望を醸成させる宇宙開発利用に大いに私たちも参与し、参画をしていく決意を持つて頑張っていきたいというふうに思います。

○浦野委員 少し早目ですけれども、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○秋元委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○秋元委員長 これより両案について討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。池内さおり君。

○池内委員 日本共産党を代表して、ただいま議題となりました宇宙活動法案及び衛星リモートセンシング法案のいずれにも反対の討論を行います。

宇宙活動法案は、ロケットの打ち上げ、衛星の管理を許認可によって規制するものです。今後の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案につ

を推進してまいりたい、このように考へているところでございます。

○浦野委員 宇宙開発というのは、ロケットだけじゃなくていろいろ、今おっしゃったようになります。技術的には可能だと言われている宇宙エレベーターとかもあります。私は、その分野は、日本は本当にできるんじゃないかというふうに勝手に思つてゐる一人なんですけれども、この後、この法案の採決に当たりまして、最後に大臣、一言お言葉をいただけたらと思います。

宇宙開発利用は本当に地平が変わつております。民間の参入のみならず、各国の科学技術の発展がそれぞれにおいて進んできたおかげで、各國は、この七%以上の経済成長の中で、宇宙分野に参入をしようとしてのぎを削つておるところでありますから、我が国としても、この技術の発展、寄与のために、そしてまた、先ほど委員から御指摘があつたような、スター・トレックとまでは言いませんが、夢と希望を醸成させる宇宙開発利用に大いに私たちも参与し、参画をしていく決意を持つて頑張っていきたいというふうに思います。

○鶴保国務大臣 段々のお話にあつたとおり、宇宙開発利用は本当に地平が変わつております。民間の参入のみならず、各国の科学技術の発展がそれぞれにおいて進んできたおかげで、各國は、この七%以上の経済成長の中で、宇宙分野に参入をしようとしてのぎを削つておるところでありますから、我が国としても、この技術の発展、寄与のために、そしてまた、先ほど委員から御指摘があつたような、スター・トレックとまでは言いませんが、夢と希望を醸成させる宇宙開発利用に大いに私たちも参与し、参画をしていく決意を持つて頑張っていきたいというふうに思います。

○浦野委員 少し早目ですけれども、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○秋元委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

次に、衛星リモートセンシング法案について反対理由を述べます。

法案は、テロ対策等を名目に、最新の宇宙技術で得た情報に政治、行政的な規制をかけるものであります。本来、宇宙の開発利用においては、自主、民主、公開の原則に立つべきなのに、国による規制が進むと、画像エンジニアである研究者にとって大きな制約となり、宇宙科学の発展の妨げとなるばかりでなく、画像を商用として取り扱つてゐることはできません。

また、法案は、内閣総理大臣が、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれがあると認める十分な理由があると判断すれば、画像の提供を一定期間特定の地域を示して禁止することができます。

しかし、十分な理由は、これはどのような事態を想定しているのか、基準が不明確なまま、時の政権の判断で禁止措置をとるということは、国民の知る権利を不当に脅かすものです。

以上、両法案に対する反対の理由を述べて、討論を終わります。(拍手)

○秋元委員長 これにて討論は終局いたしました。

○秋元委員長 これより採決に入ります。

まず、第百九回国会、内閣提出、人工衛星等の国際協力の枠組みを通じまして有人宇宙活動

いて採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○秋元委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第百九十四国会、内閣提出、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○秋元委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました兩案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○秋元委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○秋元委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案

関する法律

第一章 総則(第一条—第三条)

第二節 人工衛星等の打上げに係る許可等

四条(第十二条)

人工衛星の打上げ用ロケットの型式

第三節 打上げ施設の適合認定(第十六条)

#### 第十八条

国立研究開発法人宇宙航空研究開発

機構による申請手続の特例(第十九

条)

第三章 人工衛星の管理に係る許可等(第二十

条—第三十条)

第四章 内閣総理大臣による監督(第三十一

条—第三十四条)

第五章 ロケット落下等損害の賠償

第一節 ロケット落下等損害賠償責任(第三

十五条—第三十八条)

第二節 ロケット落下等損害賠償責任保険契

約(第三十九条)

第三節 ロケット落下等損害賠償補償契約

第四節 供託(第四十九条—第五十二条)

第六章 人工衛星落下等損害の賠償(第五十三

条—第五十四条)

第七章 雜則(第五十五条—第五十九条)

第八章 罰則(第六十条—第六十五条)

附則

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、宇宙基本法(平成二十年法律第四十三号)の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのつとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する法律

と並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約的確

り、宇宙の開発及び利用に関する諸条約的確

かく円滑に実施するとともに、公共の安全を確

保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図

り、もつて国民生活の向上及び経済社会の発展

に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(定義)

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二節 人工衛星等の打上げに係る許可等

四条(第十二条)

人工衛星の打上げ用ロケットの型式

第三節 打上げ施設の適合認定(第十六条)

一 宇宙の開発及び利用に関する諸条約

月そ

の他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用に

おける国家活動を律する原則に関する条約

(第二十二条第二号において「宇宙空間探査等

条約」という。)、宇宙飛行士の救助及び送還

並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還

に関する協定、宇宙物体により引き起こされ

る損害についての国際的責任に関する条約及

び宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関

する条約をいう。

二 人工衛星 地球を回る軌道若しくはその外

に投入し、又は地球以外の天体上に配置して

使用する人工の物体をいう。

三 人工衛星等 人工衛星及びその打上げ用ロ

ケットをいう。

四 打上げ施設 人工衛星の打上げ用ロケット

を発射する機能を有する施設をいう。

五 人工衛星等の打上げ 自ら又は他の者が管

理し、及び運営する打上げ施設を用いて、人

工衛星の打上げ用ロケットに人工衛星を搭載

した上で、これを発射して加速し、一定の速

度及び高度に達した時点で当該人工衛星を分離することをいう。

六 人工衛星管理設備 人工衛星に搭載された無線設備(電磁波を利用して、符号を送り、又は受けるための電気的設備及びこれと電気通信回線で接続した電子計算機をいう。以下この号及び第六条第二号において同じ。)から送信された当該人工衛星の位置、姿勢及び状態を示す信号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法により把握し、又は当該人工衛星に向けて信号を直接若しくは他の無線設備を経由して送信し、反射される信号を直接若しくは他の無線設備を経由して受信する方法その他の方法によりその位置を把握するとともに、人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御するための信号を当該人工衛星に搭載された無線設備に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用し送信する機能を有する無線設備をいう。

七 人工衛星の管理 人工衛星管理設備を用いて、人工衛星の位置、姿勢及び状態を把握し、これらを制御することをいう。

八 ロケット落下等損害 裸眼の人工衛星の打上げ

の人工衛星が正常に分離されない状態に

おける人工衛星等又は全部の人工衛星が正常に分離された後の人工衛星の打上げ用ロケット

の落下、衝突又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しよう

体において人の生命、身体又は財産に生じた損害をいう。ただし、当該人工衛星等の打上

げを行う者の従業者その他の当該人工衛星等の打上げを行う者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除く。

九 ロケット落下等損害賠償責任保険契約 人工衛星等の打上げを行なう者のロケット落下等

損害(テロリズムの行為その他その発生を保険契約における財産上の給付の条件とした場合に適正な保険料を算出することが困難なも

のとして内閣府令で定める事由を主たる原因とする人工衛星等の落下、衝突又は爆発によ

るロケット落下等損害(第九条第二項及び第四十条第一項において「特定ロケット落下等

損害」という)を除く。)の賠償の責任が発生した場合において、これをその者が賠償することにより生ずる損失を保険者(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外國損害保険会社等で、責任保険の引受けを行う者に限る。以下同じ。)が埋めることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約をいう。

十 ロケット落下等損害賠償補償契約 人工衛

星等の打上げを行なう者のロケット落下等損害の責任が発生した場合において、ロ

ケット落下等損害賠償責任保険契約その他の

ロケット落下等損害を賠償するための措置に

よつては埋めることができないロケット落下等損害をその者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約する契約をい

十一 人工衛星落下等損害 人工衛星の打上げ用ロケットから正常に分離された人工衛星の落下又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しよう体において人の生命、身体又は財産に生じた損害をい。ただし、当該人工衛星の管理を行う者の従業者その他の当該人工衛星の管理を行う者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除く。

### (この法律の施行に当たっての配慮)

第三条 国は、この法律の施行に当たっては、宇宙基本法第十六条に規定する民間事業者による宇宙開発利用の促進に関する施策の一環として、我が國の人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する産業の技術力及び国際競争力の強化を図るよう適切な配慮をするものとする。

## 第二章 人工衛星等の打上げに係る許可等

### (第一節 人工衛星等の打上げに係る許可等)

第四条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者は、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所  
二 人工衛星の打上げ用ロケットの設計(第十一条第一項の型式認定を受けたものにあつてはその型式認定番号、人工衛星の打上げ用口

ケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる人工衛星の打上げ用ロケットの設計の認定の制度を有している国として内閣府令で定めるものの政府による当該認定(以下「外国認定」という)を受けたものにあつては外国認定を受けた旨)

三 打上げ施設の場所(船舶又は航空機に搭載された打上げ施設にあつては、当該船舶又は航空機の名称又は登録記号)、構造及び設備(第十六条第一項の適合認定を受けた打上げ施設にあつては、その適合認定番号)

四 人工衛星等の打上げを予定する時期、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路並びに当該飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を含む人工衛星等の打上げの方法を定めた計画(以下「ロケット打上げ計画」という)。

五 人工衛星の数並びにそれぞれの人工衛星の利用の目的及び方法

六 その他内閣府令で定める事項(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の法令の規定に違反し、罰金以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者  
二 第十二条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者  
三 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

五 個人であつて、その内閣府令で定める使用人のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者があるもの

第六条 内閣総理大臣は、第四条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 人工衛星の打上げ用ロケットの設計が、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための人工衛星の打上げ用ロケットの安全に関する基準として内閣府令で定める基準(以下「ロケット安全基準」という。)に適合していること又は第十三条第一項の型式認定若しくは外国認定を受けたものであること。

二 打上げ施設が、次のイ及びロに掲げる無線設備を備えていることその他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための打上げ施設の安全に関する基準として人工衛星の打上げ用ロケットの型式に応じて内閣府令で定める基準(以下「型式別施設安全基準」という。)に適合していること又は第十六条第一項の適合認定を受けたものであること。

イ 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載された無線設備から送信された当該人工衛星の打上げ用ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法により把握し、又は当該人工衛星の打上げ用ロケットに向けて信号を直接若しくは他の無線設備を経由して送信し、反射される信号を直接若しくは他の無線設備を経由して受信する方法によりその位置を把握する機能を有する無線設備

打上げ用ロケットの破壊その他その飛行を中断する措置(次号及び第十六条第二項第二号において「飛行中断措置」という。)を講ずるために必要な信号を当該人工衛星の打上げ用ロケットに搭載された無線設備に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備

三 ロケット打上げ計画において、飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法が定められているほか、その内容が公共の安全を確保する上で適切なものであり、かつ、申請者が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有すること。

四 人工衛星の利用の目的及び方法が、基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約的確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 打上げ実施者(以下「打上げ実施者」という。)は、同条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするとき(ロケット安全基準の変更があつた場合において当該許可に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなかつたとき及び型式別施設安全基準に変更があつた場合において当該許可に係る打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなかつたときを含む。)は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

六 打上げ実施者は、第四条第二項第一号若しくは第六号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

口 人工衛星の打上げ用ロケットが予定され飛行経路を外れた場合その他の異常な事態が発生した場合における当該人工衛星の

3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。

(設計合致義務等)

第八条 打上げ実施者は、人工衛星等の打上げを行つては、当該人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打上げ用ロケットを第四条第一項の許可に係る設計に合致するようにしなければならない。

2 打上げ実施者は、人工衛星等の打上げに当たつては、災害その他やむを得ない事由のある場合を除くほか、第四条第一項の許可に係るロケット打上げ計画の定めるところに従わなければならぬ。

(損害賠償担保措置を講すべき義務)

第九条 打上げ実施者は、損害賠償担保措置を講じていなければ、第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げを行つてはならない。

2 前項に規定する「損害賠償担保措置」とは、ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット

ト落下等損害賠償補償契約(特定ロケット落下等損害に係るものに限る。)の締結若しくは供託であつて、その措置により、人工衛星の打上げ用ロケットの設計、打上げ施設の場所その他の事情を勘案し、ロケット落下等損害の被害者の保護を図る観点から適切なものとして内閣府令で定める金額(第四十条第一項及び第二項において「賠償措置額」という。)をロケット落下等損害の賠償に充てることができるものとして内閣総理大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて内閣総理大臣の承認を受けたもの(同条第二項において「相当措置」という。)をいう。

(承継)

第十条 打上げ実施者が第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めることにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、打上げ実施者のこの法律の規

一定による地位を承継する。

2 打上げ実施者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

3 打上げ実施者である法人が分割により第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

4 第五条及び第六条(ロケット打上げ計画を実行する能力に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定は、前三項の認可について準用する。

5 打上げ実施者が第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行い、又は打上げ実施者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項から第三項までの認可をしない旨の処分があつたとき(この認可の申請がない場合にあつては、当該

5 人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケットト安全基準に適合しなくなつたとき。

四 その者の行う人工衛星等の打上げに用いる打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなつたとき。

五 第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

六 第八条の規定に違反していると認めるとき。

七 第三十四条第一項の規定により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十条第一項から第三項までの認可に付された条件に違反したとき。

第一節 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定

第十一條 前条第五項の規定によるほか、打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第四条第一項の許可は、その効力を失う。

一 死亡したとき その相続人  
二 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

三 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき その清算人

四 人工衛星等の打上げを終えたとき 打上げ実施者であつた個人又は打上げ実施者であつた法人を代表する役員

(許可の取消し)

第五条 内閣総理大臣は、打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十条第一項から第三項までの認可を受けたとき。

二 第五条第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 その他の内閣府令で定める事項

四 人工衛星の打上げ用ロケットの設計

五 内閣総理大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していると認めるときは、同項の型式認定をしなければならない。

六 その者の行う人工衛星等の打上げに用いる打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなつたとき。

七 同条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするとき(ロケット安全基準の変更があつた場合において、当該型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなつたときを含む。)は、内閣府令で定めるとき(ロケット安全基準の変更があつた場合において、当該型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなつたときを含む。)は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定めた軽微な変更については、この限りではない。

八 前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定めた軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

九 同条第一項の型式認定を受けようとする者は、当該各号に該当することとなつた日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

十 第十五条 内閣総理大臣は、申請により、人工衛星の打上げ用ロケットの設計について型式認定を行う。

十一 第十五条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の型式認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなかつたとき。

十二 第三十三条第一項の規定による命令に違反

を証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所  
二 人工衛星の打上げ用ロケットの設計

三 その他の内閣府令で定める事項

四 内閣総理大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していると認めるときは、同項の型式認定をしなければならない。

五 内閣総理大臣は、第一項の型式認定番号が付された型式認定書を交付することによつて行う。

六 第一条の型式認定は、申請者に型式認定番号が付された型式認定書を交付することによつて行う。

七 第十四条 前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするとき(ロケット安全基準の変更があつた場合において、当該型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなつたときを含む。)は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定めた軽微な変更については、この限りではない。

八 前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定めた軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

九 同条第一項の型式認定を受けようとする者は、当該各号に該当することとなつた日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

十 第十五条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の型式認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その型式認定を取り消すことができる。

一 人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなかつたとき。

二 第三十三条第一項の規定による命令に違反

したとき。  
2 第十三条第一項の型式認定を受けた者は、前項の規定により当該型式認定が取り消されたときは、遅滞なく、型式認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。

### 第三節 打上げ施設の適合認定

(適合認定)

第十六条 内閣総理大臣は、申請により、国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設について、これを用いて行う人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打上げ用ロケットの型式(その設計が第十三条第一項の型式認定又は外国認定を受けたものに限る。)ごとに、適合認定を行う。

2 前項の適合認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所  
二 打上げ施設の場所(船舶又は航空機に搭載された打上げ施設にあっては、当該船舶又は航空機の名称又は登録記号)、構造及び設備番号又は外国認定を受けた旨  
三 第十三条第一項の型式認定に係る型式認定番号又は飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法  
五 その他内閣府令で定める事項

3 内閣総理大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請に係る打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していると認めるときは、同項の適合認定をしなければならない。  
4 第一項の適合認定は、申請者に適合認定番号が付された打上げ施設認定書を交付することによつて行う。

(打上げ施設の場所等の変更)

第十七条 前条第一項の適合認定を受けた者は、

同条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするとき(型式別施設安全基準の変更があつた場合において、当該適合認定を受けた打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなつたときを含む。)は、内閣府令で定めることにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならぬ。

2 前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第五号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(適合認定の取消し)

第十八条 内閣総理大臣は、第十六条第一項の適合認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その適合認定を取り消すことができる。  
2 第十六条第一項の適合認定を受けた者は、前項の規定により当該適合認定が取り消されたときは、遅滞なく、打上げ施設認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。

一 打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなつたとき。  
二 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。  
3 第十六条第一項の適合認定を受けた者は、前項の規定により当該適合認定が取り消されたときは、遅滞なく、打上げ施設認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。

第四節 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例

第十九条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)が、その行った人工衛星の打上げ用ロケットの設計について第十三条

第一項の型式認定の申請を行うときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該申請に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他

令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

2 第三十条第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

### 第三章 人工衛星の管理に係る許可等(許可)

(許可)

第二十条 国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行おうとする者は、人工衛星ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(許可の取消し)

第十八条 内閣総理大臣は、第二十条第一項の適合認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その適合認可を取り消すことができる。

一 打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなつたとき。  
二 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。  
3 第十六条第一項の適合認定を受けた者は、前項の規定により当該適合認定が取り消されたときは、遅滞なく、打上げ施設認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。

第四節 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例

第十九条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)が、その行った人工衛星の打上げ用ロケットの設計について第十三条

第一項の型式認定の申請を行うときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該申請に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他

の内閣府令で定める簡略化された手続によることができる。

令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

2 第三十条第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

### 第三章 人工衛星の管理に係る許可等(許可)

(許可)

第二十条 国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行おうとする者は、人工衛星ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(許可の取消し)

第十八条 内閣総理大臣は、第二十条第一項の適合認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その適合認可を取り消すことができる。

一 打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなつたとき。  
二 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。  
3 第十六条第一項の適合認定を受けた者は、前項の規定により当該適合認定が取り消されたときは、遅滞なく、打上げ施設認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。

第四節 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例

第十九条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)が、その行った人工衛星の打上げ用ロケットの設計について第十三条

第一項の型式認定の申請を行うときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該申請に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他

の内閣府令で定める簡略化された手続によることができる。

な汚染等を防止するためには必要なものとして内閣府令で定める措置及び終了措置を講ずることととされており、かつ、申請者（個人にあつては、死亡時代理人を含む。）が当該管理計画を実行する十分な能力を有すること。
四 終了措置の内容が次のイから二までのいずれかに該当するものであること。
イ 人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星の高度を下げて空中で燃焼させること（これを構成する機器の一部を燃焼させることなく地表又は水面に落として回収することを含む。）であつて、当該人工衛星の飛行経路及び当該機器の一部の着地又は着水が予想される地点の周辺の安全を確保して行われるもの
ロ 人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星の高度を上げて時の経過により高度が下がることのない地球を回る軌道に投入することであつて、他の人工衛星の管理に支障を及ぼすおそれがないもの
ハ 人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星を地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下させることであつて、当該天体の環境を著しく悪化させるおそれがないものの二イからハまでに掲げる措置を講ずることができない場合において、誤作動及び爆発の防止その他の宇宙空間の有害な汚染等を防止するために必要なものとして内閣府令で定める措置を講じ、並びに人工衛星の位置、姿勢及び状態を内閣総理大臣に通知した上で、その制御をやめること。（変更の許可等）

第二十三条 第二十条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければなら

ない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。
2 人工衛星管理者は、第二十条第二項第一号から第三号まで若しくは第九号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。
（管理計画の遵守）

第二十四条 人工衛星管理者は、人工衛星の管理を行うに当たつては、災害その他やむを得ない事由のある場合を除くほか、第二十条第一項の許可に係る管理計画の定めるところに従わなければならない。

（事故時の措置）

第二十五条 人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る人工衛星の他の物体との衝突その他の事故の発生により、同項の許可に係る終了措置を講ずることなく人工衛星の管理ができないことにより、当該人工衛星を地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下させることであつて、当該天体の環境を著しく悪化させるおそれがないもの

4 人工衛星管理者である法人が分割により第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業を承継する場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。
5 第二十一条及び第二十二条（第三号（管理計画を実行する能力に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、第一項及び前二項の認可について準用する。
6 人工衛星管理者が第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行い、又は人工衛星管理者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継する場合において、第一項、第三項又は第四項の認可をしない旨の処分があつたとき（これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたときは、同条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その譲受人第二項に規定する事業の譲渡に係る譲受人を除く。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該処分があつた日（これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割の日）から百二十日以内に、同条第一項の許可に
（承継）

第二十六条 人工衛星管理者が国内に所在する人工衛星設備を用いて人工衛星の管理を行おうとする者に第二十条第一項の許可を受けたときは、内閣総理大臣の認可を受けたとときは、人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行おうとする者は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る管理計画の定めるところにより人工衛星の管理を終了しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、同項の許可に係る終了措置を講じなければならない。
3 前項の規定により終了措置が講じられたときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失う。
（解散の届出等）
第二十九条 人工衛星管理者である法人が合併によ

外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散したときは、第二十条第一項の許可是、その効力を失うものとし、その清算法人（清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人をいう。以下この項において同じ。）は、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について第二十六条第一項の認可を受けた場合を除き、その解散の日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならぬ。

2 可に付された条件に違反したとき。  
2 人工衛星管理者が前項の規定により第二十条第一項の許可を取り消されたときは、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について第二十六条第一項の認可を受けた場合を除き、その取消しの日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。

この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間、第二十六条並びに第三十三条第三項の規定による届出があるまでの間は、その者を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条を適用する。

#### 第四章 内閣総理大臣による監督

（立入検査等）

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、打上げ実施者、第十三条第一項の型式認定を受けた者、第十六条第一項並びに第三十三条第三項の規定（これらに関する罰則を含む。）を適用する。

第三十二条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、打上げ実施者、第十三条第一項の型式認定を受けた者若しくは人工衛星管理者の適合認定を受けた者若しくは人工衛星管理者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これら者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ。

#### （許可の条件）

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

#### （指導等）

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

2 前項の規定は、第三十三条第一項の規定により第二十条第一項の許可又は第二十六条第一項の認可を受けた者、第十六条第一項の適合認定を受けた者又は人工衛星管理者に対し、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施及

び公共の安全の確保を図るため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。（是正命令）

第三十三条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合せず、又はロケット安全基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該型式認定を受けた者に対し、ロケット安全基準に適合させるため、又はロケット安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な設計の変更を命ずることができる。

第三十六条 前条の場合において、同条の規定により損害を賠償する責任を負うべき人工衛星等の打上げを行ふ者は、その損害を賠償する責任を負う。（責任の集中）

第三十七条 前二条の規定にかかわらず、ロケット落下等損害の発生に関して天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしん酌することができる。

2 ロケット落下等損害について、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第八十五号）の適用を排除するものと解してはならない。

#### （賠償についてのしん酌）

3 第一項の規定は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第八十五号）の適用を除外するものと解してはならない。

第三十八条 第三十五条の場合において、他にその損害の発生の原因について責任を負うべき者があるときは、同条の規定により損害を賠償した者は、その者に対する求償権を有する。ただし、当該責任を負うべき者が当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者（当該人工衛星等の打上げの用に供された打上げ施設を管理し、及び運営する者を除く。）であるときは、当該損害がその者又はその者の従業者の故意により生じたものである場合に限り、その者に対する求償権を有する。

第三十五条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げに伴いロケット落下等損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

2 第二十一條第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当することとなつたとき。  
3 第二十三条第一項の規定により許可を受けたとき。  
4 第三十三条第三項の規定による命令に違反したとき。  
5 第三十四条第一項の規定により第二十条第一項の許可又は第二十六条第一項の認可を受けた者、第十六条第一項の適合認定を受けた者又は人工衛星管理者に対し、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施及

ばならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間、第二十五条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間は、その者を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条を適用する。

（許可の取消し等）

第三十条 内閣総理大臣は、人工衛星管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第二十六条第一項、第三項若しくは第四項の認可を受けたとき。

二 第二十二条第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 第二十三条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

四 第三十三条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第三十四条第一項の規定により第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第二十六条第一項の認可を受けた者、第十六条第一項の適合認定を受けた者又は人工衛星管理者に対し、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施及

び公共の安全の確保を図るため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。（是正命令）

第三十三条 内閣総理大臣は、基本理念にのつとり、打上げ実施者、第十二条第一項の型式認定を受けた者又は人工衛星管理者に対し、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施及

び公共の安全の確保を図るために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。（是正命令）

第三十四条 第四条第一項、第七条第一項、第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第二十六条第一項から第三項まで若しくは第二十一条第一項、第三項若しくは第四項の認可には第十条第一項から第三項まで若しくは第二十六条规定の条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

2 前項の規定は、求償権に關し書面による特約をすることを妨げない。

#### 第五章 ロケット落下等損害の賠償

##### 第一節 ロケット落下等損害賠償責任

## 第二節 口ケット落下等損害賠償責任保険契約

第三十九条 口ケット落下等損害の被害者は、その損害賠償請求権に関し、口ケット落下等損害賠償責任保険契約の保険金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 被保険者は、口ケット落下等損害の被保険者に対する損害賠償額について、自己が支払った限度又は当該被保険者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる。

3 口ケット落下等損害賠償責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、口ケット落下等損害の被害者がその損害賠償請求権に關し差し押さえる場合は、この限りでない。

### 第三節 口ケット落下等損害賠償補償契約

#### (口ケット落下等損害賠償補償契約)

第四十条 政府は、打上げ実施者を相手方として、打上げ実施者の特定口ケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、これを打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失を当該特定口ケット落下等損害の賠償に充てられる第九条第二項に規定する損害賠償担保措置(以下単に「損害賠償担保措置」という。)の賠償措置額に相当することを約する口ケット落下等損害賠償補償契約を締結することができる。

2 前項に定めるもののほか、政府は、打上げ実施者を相手方として、打上げ実施者の口ケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、口ケット落下等損害を埋めることでできない口ケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失を打上げ実施者の口ケット落下等損害を打上げに關係する損害を、我が國の人工衛星等の打上げに關係

する産業の国際競争力の強化の観点から措置す

ることが適当なものとして内閣府令で定める金額から当該打上げ実施者の口ケット落下等損害の賠償に充てられる損害賠償担保措置の賠償措置額に相当する金額(当該口ケット落下等損害については、当該賠償措置額に相当する金額(当該口ケット落下等損害に充てることができる金額のいづれか多い金額)を控除した金額を超えない範囲内で政府が補償することを約する口ケット落下等損害賠償契約に基づく補償金について準用する。

3 (口ケット落下等損害賠償補償契約の期間)

第四十一条 口ケット落下等損害賠償補償契約の期間は、その締結の時から当該口ケット落下等損害賠償補償契約に係る人工衛星等の打上げを終える時までとする。

#### (補償金)

第四十二条 政府が口ケット落下等損害賠償補償契約により補償する金額は、当該口ケット落下等損害賠償補償契約の期間内における人工衛星等の打上げにより与えた口ケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失について当該口ケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額までとする。

(口ケット落下等損害賠償補償契約の締結の限度)

第四十三条 政府は、会計年度内に締結する口ケット落下等損害賠償補償契約の契約金額の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、口ケット落下等損害賠償契約を締結するものとする。

(時効)

第四十四条 補償金の支払を受ける権利は、これを行使することができる時から三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(代位)

第四十五条 政府は、口ケット落下等損害賠償補償契約により補償した場合において、当該口ケット落下等損害賠償補償契約の相手方である打上げ実施者が第三者に対しても求償権を有するときは、次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額を限度として当該求償権を取得する。

一 政府が補償した金額  
二 当該求償権の金額  
(補償金の返還)

第四十六条 政府は、口ケット落下等損害賠償補償契約に基づき補償金を支払った場合において、当該口ケット落下等損害賠償補償契約の相手方である打上げ実施者が次の各号のいづれかに該当するときは、当該打上げ実施者から、政令で定めるところにより、その返還をさせるものとする。

一 第八条の規定に違反して人工衛星等の打上げを行つたこと。  
二 人工衛星等の打上げを行つた際、第十二条第一号又は第五号に該当していたこと。

(業務の管掌)

第四十七条 この節に規定する政府の業務は、内閣総理大臣が管掌する。

2 内閣総理大臣は、口ケット落下等損害賠償補償契約を締結しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

#### (業務の委託)

第四十八条 政府は、政令で定めるところにより、口ケット落下等損害賠償補償契約に基づく業務の一部を保険者に委託することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による委託をしたときは、委託を受けた者の名称その他内閣府令で定める事項を告示しなければならない。

#### (供託)

第四十九条 損害賠償担保措置としての供託は、打上げ実施者の主たる事務所(国内に事務所がない場合は、第四条第一項の許可に係る打上げ施設の場所(船舶に搭載された打上げ

施設にあつては当該船舶の船籍港の所在地、航空機に搭載された打上げ施設にあつては当該航空機の定置場の所在地)の最寄りの法務局又は地方法務局に、金銭又は内閣府令で定める有価証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。次条及び第五十一条において同じ。)によりするものとする。

第五十条 口ケット落下等損害の被害者は、その損害賠償請求権に関し、前条の規定により打上げ実施者が供託した金額又は有価証券について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

第五十一条 打上げ実施者は、次に掲げる場合においては、内閣総理大臣の承認を受けて、第四十九条の規定により供託した金額又は有価証券を取り戻すことができる。

一 人工衛星等の打上げを終え、かつ、口ケット落下等損害を与えないことが明らかとなつたとき。  
二 口ケット落下等損害が発生し、その損害の賠償を終えたとき。  
三 供託に代えて他の損害賠償担保措置を講じたとき。

(内閣府令・法務省令への委任)

第五十二条 この節に定めるもののほか、供託に関する事項は、内閣府令・法務省令で定める。

二 口ケット落下等損害の賠償を終えたとき。  
三 供託に代えて他の損害賠償担保措置を講じたとき。

(内閣府令・法務省令への委任)

第五十三条 国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う者は、当該人工衛星の管理に伴い人工衛星落下等損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

(賠償についてのしん酌)

第五十四条 前条の規定にかかわらず、人工衛星落下等損害の発生に關して天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責

任及び額を定めるについて、これをしん酌することができる。

#### 第七章 雜則

(宇宙政策委員会の意見の聴取)

第五十五条 内閣総理大臣は、第四条第二項第二号、第六条第一号若しくは第二号又は第二十二条第一号若しくは第三号の内閣府令を制定し、

又は改廃しようとするときは、あらかじめ、宇宙政策委員会の意見を聽かなければならぬ。

(財務大臣との協議)

第五十六条 内閣総理大臣は、第九条第二項又は第四十条第二項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(国に対する適用除外)

第五十七条 国が行う人工衛星等の打上げについては、第四条第一項の規定は、適用しない。

2 国が行う人工衛星の管理については、第二十条第一項の規定は、適用しない。

(経過措置)

第五十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(内閣府令への委任)

第五十九条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関必要な事項は、内閣府令で定める。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行つた者

二 偽りその他不正の手段により第四条第一項、第七条第一項、第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可、第十条第一項から第六十三条第一項の許可、第十条第一項から

第三項まで若しくは第二十六条第一項、第三項若しくは第四項の認可、第十三条第一項の型式認定、第十四条第一項若しくは第十七条第一項の認定又は第十六条第一項の適合認定

を受けた者

三 第七条第一項の規定に違反して第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更した者

四 第二十条第一項の規定に違反して人工衛星の管理を行つた者

五 第二十三条第一項の規定に違反して第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

六 第三十三条第三項の規定による命令に違反した者

一 第八条又は第九条第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行つた者

二 第二十六条第六項、第二十七条第二項、第三十二条第一項、第二十九条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなかつた者

三 第六十二条次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項の規定に違反して第十三条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更した者

二 第十七条第一項の規定に違反して第十六条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更した者

三 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避

し、若しくは同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 第三十三条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項、第十四条第二項、第十七条第二項、第二十三条第二項、第二十五条、第二十六条第二項又は第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五条第二項の規定に違反して型式認定書を返納しなかつた者

三 第十八条第二項の規定に違反して打上げ施設認定書を返納しなかつた者

四 第二十条第一項の規定に違反して人工衛星の管理を行つた者

五 第二十三条第一項の規定に違反して第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

六 第三十三条第三項の規定による命令に違反した者

一 第八条又は第九条第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行つた者

二 第二十六条第六項、第二十七条第二項、第三十二条第一項、第二十九条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなかつた者

三 第六十二条次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項の規定に違反して第十三条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更した者

二 第十七条第一項の規定に違反して第十六条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更した者

三 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避

し、若しくは同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 第三十三条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

ケットの設計について、この法律の施行前においても、第十九条第一項の規定の例により、第十三条第一項の型式認定の申請を行うことができる。

二 内閣総理大臣は、第四条第二項第一号、第二十六条第一号若しくは第二号又は第二十二条第二項若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇

宙政策委員会の意見を聴くことができる。

三 内閣総理大臣は、第四条第二項第一号、第二十六条第一号若しくは第二号又は第二十二条第二項若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇

宙政策委員会の意見を聴くことができる。

四 機構は、その管理し、及び運営する打上げ施設について、この法律の施行前においても、第十九条第二項の規定の例により、第十六条第一項の適合認定の申請を行うことができる。

五 機構は、その管理し、及び運営する打上げ施設について、この法律の施行前においても、第十九条第二項の規定の例により、第十六条第一項の適合認定の申請を行うことができる。

六 内閣総理大臣は、第四条第二項第一号、第二十六条第一号若しくは第二号又は第二十二条第二項若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇

宙政策委員会の意見を聴くことができる。

七 内閣総理大臣は、第四条第二項第一号、第二十六条第一号若しくは第二号又は第二十二条第二項若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇

宙政策委員会の意見を聴くことができる。

八 内閣総理大臣は、第四条第二項第一号、第二十六条第一号若しくは第二号又は第二十二条第二項若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇

宙政策委員会の意見を聴くことができる。

九 内閣総理大臣は、第四条第二項第一号、第二十六条第一号若しくは第二号又は第二十二条第二項若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇

宙政策委員会の意見を聴くことができる。

十 内閣総理大臣は、第四条第二項第一号、第二十六条第一号若しくは第二号又は第二十二条第二項若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇

宙政策委員会の意見を聴くことができる。

十一 内閣総理大臣は、第四条第二項第一号、第二十六条第一号若しくは第二号又は第二十二条第二項若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇

宙政策委員会の意見を聴くことができる。

十二 内閣総理大臣は、第四条第二項第一号、第二十六条第一号若しくは第二号又は第二十二条第二項若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇

宙政策委員会の意見を聴くことができる。

十三 内閣総理大臣は、第四条第二項第一号、第二十六条第一号若しくは第二号又は第二十二条第二項若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇

宙政策委員会の意見を聴くことができる。

十四 内閣総理大臣は、第四条第二項第一号、第二十六条第一号若しくは第二号又は第二十二条第二項若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇

宙政策委員会の意見を聴くことができる。

十五 内閣総理大臣は、第四条第二項第一号、第二十六条第一号若しくは第二号又は第二十二条第二項若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇

宙政策委員会の意見を聴くことができる。

十六 内閣総理大臣は、第四条第二項第一号、第二十六条第一号若しくは第二号又は第二十二条第二項若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇

宙政策委員会の意見を聴くことができる。

十七 内閣総理大臣は、第四条第二項第一号、第二十六条第一号若しくは第二号又は第二十二条第二項若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇

宙政策委員会の意見を聴くことができる。

十八 内閣総理大臣は、第四条第二項第一号、第二十六条第一号若しくは第二号又は第二十二条第二項若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇

宙政策委員会の意見を聴くことができる。

第二十三条第一項中「第十八条第一項」を「第十八条」に改める。

第二十六条第一項第三号中「第十八条第一項」を「第十八条」に改め、同項第四号から第七号までの規定中「第十八条第一項」を「第十八条」に、「同項第三号」を「同條第三号」に、「同項第五号」を「同條第五号」に改め、同項第八号中「第十八条第一項」を「第十八条」に、「同項第六号」を「同條第六号」に改める。

第二十八条第一号中「又は第二十二条第一項」を削り、同条中第二号を削り、第三号を第一号とする。

第三十一条第二号中「第十八条第一項」を「第十八条」に改め、同条第三号を削る。

（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお前述の例による。

（地方税法の一部改正）

第八条 地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第二十六号及び第三百四十八条第二項第三十八号中「第十八条第一項第一号」を「第十八条第一号」に改める。

第三百四十九条の三第十六項中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第三号」に改める。

（土地収用法及び印紙税法の一部改正）

第九条 次に掲げる法律の規定中「第十八条第一項第一号」を「第十八条第一号」に改める。

一 土地収用法昭和二十六年法律第二百十九号、第三条第三十四号の二

二 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第三の文書名の欄

（政令への委任）

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

### 理由

宇宙基本法の本理念にのつとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 衛星リモートセンシング記録の適正な取り扱いの確保に関する法律案

#### 目次

第一章 総則（第一条～第三条）
第二章 衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等（第四条～第十七条）
第三章 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いに関する規制（第十八条～第二十条）
第四章 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定（第二十一条～第二十六条）
第五章 内閣総理大臣による監督（第二十七条～第三十条）
第六章 雜則（第三十一条～第三十二条）
第七章 罰則（第三十三条～第三十八条）
附則

による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 人工衛星 地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置して使用する人工の物体をいう。

二 衛星リモートセンシング装置 地球を回る軌道に投入して使用する人工衛星（以下「地球周回人工衛星」という。）に搭載されて、地表若しくは水面（これらに近接する地中又は水中を含む。）又はこれらの上空に存在する物により放射され、又は反射された電磁波（以下「地上放電等電磁波」という。）を検出し、その強度、周波数及び位相に関する情報並びにその検出した時の当該地球周回人工衛星の位置その他の状態に関する情報（次号において「検出情報」という。）を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）として記録し、並びにこれを地上に送信する機能を有する装置であつて、これらの機能を適切な条件の下で作動させた場合に地上において受信した当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに判別ができる物の程度（以下この条及び第二十一条第一項において「対象物判別精度」という。）が車両、船舶、航空機その他の移動施設の移動を把握するに足りるものとし得る所用の装置をいう。

三 操作用無線設備 衛星リモートセンシング装置の地上放電等電磁波を検出する機能を作動させる時間、検出情報が記録された電磁的記録（以下「検出情報電磁的記録」という。）を地上に送信する時間、その送信の際に用いる通信の方法及び対象物判別精度の決定及び変更その他の衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号を当該衛星リモー

トセンシング装置に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備をいう。

四 衛星リモートセンシング装置の使用 自ら又は他の者が管理する操作用無線設備から衛星リモートセンシング装置にその操作を行つたために必要な信号を送信する方法を設定した上で、当該操作用無線設備を用いて、地球周回人工衛星に搭載された当該衛星リモートセンシング装置の操作を行い、検出情報電磁的記録を地上に送信することをいう。

五 特定使用機関 衛星リモートセンシング装置の使用を適正に行つことができるものとして政令で定める国又は地方公共団体の機関をいう。

六 衛星リモートセンシング記録 特定使用機関以外の者による国内に所在する操作用無線設備を用いた衛星リモートセンシング装置の使用により地上に送信された検出情報電磁的記録及び当該検出情報電磁的記録に加工を行つた電磁的記録のうち、対象物判別精度、その加工により変更が加えられた情報の範囲及び程度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案し、その利用により宇宙基本法第十四条に規定する国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障（以下「国際社会の平和の確

回線で接続した電子計算機をいう。以下同じ。）との間で電磁波を利用して送信し、又は受信することができる無線設備を備えるものとすをいう。

三 操作用無線設備 衛星リモートセンシング装置の地上放電等電磁波を検出する機能を作動させる時間、検出情報が記録された電磁的記録（以下「検出情報電磁的記録」という。）を地上に送信する時間、その送信の際に用いる通信の方法及び対象物判別精度の決定及び変更その他の衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号を当該衛星リモー

トセンシング装置に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備をいう。

四 衛星リモートセンシング装置の使用 自ら又は他の者が管理する操作用無線設備から衛星リモートセンシング装置にその操作を行つたために必要な信号を送信する方法を設定した上で、当該操作用無線設備を用いて、地球周回人工衛星に搭載された当該衛星リモートセンシング装置の操作を行い、検出情報電磁的記録を地上に送信することをいう。

五 特定使用機関 衛星リモートセンシング装置の使用を適正に行つことができるものとして政令で定める国又は地方公共団体の機関をいう。

六 衛星リモートセンシング記録 特定使用機関以外の者による国内に所在する操作用無線設備を用いた衛星リモートセンシング装置の使用により地上に送信された検出情報電磁的記録及び当該検出情報電磁的記録に加工を行つた電磁的記録のうち、対象物判別精度、その加工により変更が加えられた情報の範囲及び程度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案し、その利用により宇宙基本法第十四条に規定する国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障（以下「国際社会の平和の確

<p>「保等」という。)に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める基準に該当するもの並びにこれらを電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)に複写したものを行なう。</p> <p>七 特定取扱機関 特定使用機関及び衛星リモートセンシング記録の取扱いを適正に行なうことができるものとして政令で定める国若しくは地方公共団体の機関又は外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府機関をいう。</p> <p>八 衛星リモートセンシング記録保有者 衛星リモートセンシング記録を保有する者(特定取扱機関を除く。)をいう。</p> <p>第三条 国は、国際社会の平和の確保等に資する宇宙開発利用に関する施策の一環として、衛星リモートセンシング装置の使用を行う者及び衛星リモートセンシング記録保有者がこの法律の規定により遵守すべき義務が確実に履行されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、衛星リモートセンシング装置の使用により生み出された価値を利用する諸活動の健全な発達が確保されるよう適切な配慮をするものとする。</p> <p>第二章 衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等</p> <p>(許可)</p> <p>第四条 国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者(特定使用機関を除く。)は、衛星リモートセンシング装置ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所</p>
<p>二 第十七条第一項の規定により許可を取り消され、又は第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者</p> <p>三 國際連合安全保障理事会決議第千二百六十号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリ</p> <p>二 衛星リモートセンシング装置の種類、構造及び性能</p> <p>三 衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道</p> <p>四 操作用無線設備及び衛星リモートセンシング装置の操作を行ふために必要な信号を他の無線設備を経由して送信する際に経由する無線設備(第六条第一号において「操作用無線設備等」という。)の場所、構造及び性能並びにこれらの管理の方法</p> <p>五 衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信するために必要な無線設備(受信する際に経由するものを含む。以下「受信設備」という。)の場所、構造及び性能並びにその管理の方法</p> <p>六 衛星リモートセンシング記録の管理の方法</p> <p>七 申請者が個人である場合には、申請者が死亡したときにその者に代わって衛星リモートセンシング装置の使用を行う者(以下「死亡時代理人」という。)の氏名又は名称及び住所</p> <p>八 その他内閣府令で定める事項</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 この法律その他の国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがある行為の規制に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者</p>
<p>二 衛星リモートセンシング装置の構造及び性能、当該衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道並びに操作用無線設備等及び受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理の方法が、申請者以外の者が衛星リモートセンシング装置の使用を行うことを防止するために必要かつ適切な措置が講じられていることその他の国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。</p> <p>三 衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該衛星リモートセンシング記録の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置が講じられていること。</p> <p>二 衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該衛星リモートセンシング記録の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置が講じられていること。</p>
<p>四 その他当該衛星リモートセンシング装置の使用が国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>五 法人であつて、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用者のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>六 個人であつて、その内閣府令で定める使用者のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>七 個人であつて、その死亡時代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第六条 内閣総理大臣は、第四条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 衛星リモートセンシング装置の構造及び性能、当該衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道並びに操作用無線設備等及び受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理の方法が、申請者以外の者が衛星リモートセンシング装置の使用を行うことを防止するために必要かつ適切な措置が講じられていることその他の国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。</p> <p>2 衛星リモートセンシング装置使用者は、第四条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。</p> <p>(不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置)</p> <p>第八条 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものについて、電子計算機及び変換符号(信号の変換処理を行うために用いる符号をいう。以下この条において同じ。)を用いて変換処理を行うことにより、当該変換処理に用いた変換符号と対応する変換符号(第五項において「対応変換符号」という。)を用いなければ復元することができないようにする措置その他の当該衛星リモートセンシング装置使用者以外の者による衛星リモートセンシング装置の使用を防止するために必要かつ適切なものとし</p>

て内閣府令で定める措置を講じなければならぬ。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置から送信する検出情報電磁的記録について、電子計算機及び記録変換符号(電磁的記録の変換処理を行うために用いる符号をいう。以下同じ。)を用いて変換処理を行うことにより、当該変換処理に用いた記録変換符号と対応する記録変換符号(第四項及び第五項において「対応記録変換符号」という。)を用いなければ復元することができないようとする措置その他の当該衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録が第四条第一項の許可に係る受信設備以外の受信設備で受信されて衛星リモートセンシング記録として利用されることを防止するために必要かつ適切なものをとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

3 衛星リモートセンシング装置使用者は、変換符号を他の者(操作用無線設備を管理する者が衛星リモートセンシング装置使用者と異なる場合にあつては、当該管理する者以外の者)に提供してはならない。

4 衛星リモートセンシング装置使用者は、対応記録変換符号を他の者(受信設備を管理する者が衛星リモートセンシング装置使用者と異なる場合にあつては、当該管理する者以外の者)に提供してはならない。

5 衛星リモートセンシング装置使用者は、変換符号、対応変換符号、記録変換符号及び対応記録変換符号(以下この項において「変換符号等」という。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他変換符号等の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。(申請に係る軌道以外での機能停止)

第九条 衛星リモートセンシング装置使用者は、第四条第一項の許可に係る衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星が同項

の許可に係る軌道を外れているときは、直ちに、操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信し、当該地球周回人工衛星が同項の許可に係る軌道に戻るまで当該機能を停止させなければならない。

(検出情報電磁的記録の受信に用いる受信設備)

第十一条 衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信するときは、第四条第三項の許可に係る受信設備であつて自ら又は特定取扱機関若しくは第二十一条第一項の認定を受けた者が管理するもの以外の受信設備を用いてはならない。

2 衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信するに際して第二十一条第一項の認定を受けた者が管理する受信設備を用いる場合において、第二十五条第一項又は第二十六条第一項の規定により当該認定が取り消されたときは、内閣総理大臣は、その旨を当該衛星リモートセンシング装置使用者に速やかに通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた衛星リモートセンシング装置使用者は、同項に規定する受信設備による受信ができる場合において当該衛星リモートセンシング装置から当該受信設備に向けて検出情報電磁的記録の送信を行わないことと、記録変換符号を変更することその他の当該(承継)

第十三条 衛星リモートセンシング装置使用者が国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者に第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行ふ場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、衛星リモートセンシング装置使用者のこの法律の規定による地位を承継する。

4 衛星リモートセンシング装置使用者が第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行い、又は衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項、第三項又は第四項の認可をしない旨の処分があつたときは(これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたときは)、同条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その譲受人(第二項に規定する事業の譲渡に係る譲受人を除く。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該処分があつた日(これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割の日)から百二十日以内に、終了措置を講じなければならない。この場合において、当該終了措置が完了するまでの間(第十一條に規定する場合にあつては、同条の規定による届出が

より、終了措置(第十五條第二項に規定する終了措置をいう。第十三條第六項及び第十四條第二項において同じ。)を講ずることなく当該衛星リモートセンシング装置の使用を行うことができなくなり、かつ、回復する見込みがないときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合において、第四条第一項の許可是、その効力を失う。

(帳簿)

第十二条 衛星リモートセンシング装置使用者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を備え、その衛星リモートセンシング装置の使用の状況について、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、内閣府令で定めるところにより、保存しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた衛星リモートセンシング装置使用者は、同項に規定する受信設備による受信ができる場合において当該衛星リモートセンシング装置から当該受信設備に向けて検出情報電磁的記録の送信を行わないことを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

4 衛星リモートセンシング装置使用者が第四条第一項及び第六条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項及び前二項の認可について準用する。

5 第五条及び第六条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項及び前二項の認可について準用する。

6 衛星リモートセンシング装置使用者が第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行い、又は衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項、第三項又は第四項の認可をしない旨の処分があつたときは(これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたときは)、同条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その譲受人(第二項に規定する事業の譲渡に係る譲受人を除く。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該処分があつた日(これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割の日)から百二十日以内に、終了措置を講じなければならない。この場合において、当該終了措置が完了するまでの間(第十一條に規定する場合にあつては、同条の規定による届出が

あるまでの間)は、これらの者を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十一條前段、前条、第二十七条、第二十八条及び第二十九条第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

## (死亡の届出等)

第十四条 衛星リモートセンシング装置使用者が死亡したときは、相続人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者が死亡したときは、第四条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その死亡時代代理人は、当該衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡について前条第一項の認可を受けた場合を除き、その死亡の日から百二十日以内に終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間には、その死亡時代理人を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十一條前段、第十二条、第十三条第一項及び第十五条 第二項、次条第二項、第三項の規定によるほか、いつでも、内閣総理大臣で定めるところにより、次の各号のいずれかに掲げる措置(以下「終了措置」といふ)を講ずることともに、遅滞なく、その講じた措置の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置の使用を終了するときは、内閣府令で定めるところにより、次の各号のいずれかに掲げる措置(以下「終了措置」といふ)を講ずることともに、遅滞なく、その講じた措置の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

## 一 操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信することその他

の当該機能を完全に停止させるために必要なものとして内閣府令で定める措置

## 二 操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置に再開信号(その地上放射等電磁波を検出する機能を停止した場合にこれを回復するために必要な信号をいう。以下同じ。)を受信するまで当該機能を停止する信号を送信するとともに当該再開信号及びその作成方法に関する情報を内閣総理大臣に届け出ることとの他の再開信号を受信しない限り当該機能を回復することができないようにするため

波を検出する機能を停止した場合にこれを回復するために必要な信号をいう。(以下同じ。)

3 前項の規定により終了措置が講じられたときは、第四条第一項の許可は、その効力を失う。

## 4 第二項第二号に掲げる終了措置を講じた者は、同号の再開信号及びその作成方法に関する情報を持たない限り当該終了措置に係る衛星リモートセンシング装置の使用について新たに第四条第一項の許可を受けた者以外の者に提供してはならない。

(解散の届出等)

第十六条 衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合において同じ。は、当該衛星リモートセンシング装置使用者である法人の合併以外の事由により解散したときは、第四条第一項の許可は、その効力を失うものとすることができる。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置の使用を終了するときは、内閣府令で定めるところにより、次の各号のいずれかに掲げる措置(以下「終了措置」といふ)を講ずることともに、遅滞なく、その講じた措置の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、第十三条第六項、前条第二項、次条第二項又は第十七条第一項の規定によるほか、いつでも、内閣府令で定めるところにより、次の各号のいずれかに掲げる措置(以下「終了措置」といふ)を講ずることともに、遅滞なく、その講じた措置の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間、第十一條に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間)は、その清算法人を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十一條前段、第十二条、第十三条第一項及び第十五条 第二項、第二十七条、第二十八条並びに第二十九条第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

第十七条 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて当該衛星リモートセンシング装置の使用の停止を命ずることができるものとして内閣府令で定める措置(許可の取消し等)を適用する。

1 偽りその他不正の手段により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可を受けたとき。

2 第五条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

3 第六条各号のいずれかに適合しないこととなつたとき。

4 第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

5 第十条第一項の規定に違反して衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信したとき。

6 この項、第十九条第一項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

7 次条第三項の規定に違反して衛星リモートセンシング記録を提供したとき。

8 第三十条第一項の規定により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可に付された条件に違反したとき。

2 衛星リモートセンシング装置使用者が前項の規定により第四条第一項の許可を取り消されたときは、当該衛星リモートセンシング装置の使用者に係る事業の譲渡について第十三条第一項の認可を受けた場合を除き、その取消しの日から百二十日以内に、終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間(第十一條に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間)は、その者を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十一條前段、第十二条、第十三条第一項及び第十五条 第二項、第二十七条、第二十八条並びに第二十九条第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

第十八条 衛星リモートセンシング記録の取扱いに関する規制

(衛星リモートセンシング記録の提供の制限)

第十九条 衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録の取扱いについて第二十一條第一項の認定を受けた者に当該衛星リモートセンシング記録を提供するときは、内閣府令で定めるところにより、当該提供の相手方に対し、同条第四項の認定証の提示を求めてその者が当該認定を受けた者に当該記録に復元することができない通信の方法その他の当該提供の相手方以外の者が当該衛星リモートセンシング記録を取得して利用することを防止するため必要かつ適切なものとして内閣府令で定める方法により、これを行わなければならぬ。

2 衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング装置使用者(当該衛星リモートセンシング記録に係る衛星リモートセンシング装置の使用について第四条第一項の許可

を受けた者に限る。又は特定取扱機関に当該衛星リモートセンシング記録を提供するときは、内閣府令で定めるところにより、当該提供の相手方に対し、当該衛星リモートセンシング記録に係る第二十一条第一項の内閣府令で定める区分を明示するとともに、前項の内閣府令で定める方法により、これを行わなければならない。

3 衛星リモートセンシング記録保有者は、前二項の規定により、各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十一年法律第七十九号)第百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五条)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事案件の捜査若しくは会計検査院の検査その他これらに準ずるものとして政令で定める公益上の必要により、又は人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要により行う場合を除き、当該衛星リモートセンシング記録を提供してはならない。(衛星リモートセンシング記録の提供の禁止の命令)

4 第二十一条 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者(特定取扱機関を除く。)は、申請により、対象物判別精度、検出情報電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣総理大臣の認定を受けることができる。

5 第二十二条 前条第一項の認定を受けた者は、同条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

6 第二十三条 第二十二条第一項の認定を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

7 第二十四条 前条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の認定について準用する。

8 第二十五条 第二十二条第一項の認定を受けた者は、内閣府令で定める使用者のうちにイから二までのいずれかに該当する者があるもの

9 第二十六条 第二十二条第一項の認定を受けた者は、内閣府令で定める使用者のうちニから二までのいずれかに該当する者があるもの

10 第二十七条 第二十二条第一項の認定を受けた者は、内閣府令で定める使用者のうちニから二までのいずれかに該当する者があるもの

11 第二十八条 第二十二条第一項の認定を受けた者は、内閣府令で定める使用者のうちニから二までのいずれかに該当する者があるもの

12 第二十九条 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング記録の利用が国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、衛星リモートセンシング記録保有者(国内に住所若しくは居所を有しない自然人又は国内に主たる事務所を有しない法人その他の団体であつて、外国において衛星リモートセンシング記録を取り扱う者(以下「外国取扱者」という。)を除く。)に対して、衛星リモートセンシング記録の範囲及び期間を定めて、その提供の禁止を命ずることができる。

13 第三十条 前項の規定による禁止の命令は、国際社会の平和の確保等のために必要な最小限度のものでなければならぬ。

14 第三十一条 前二項の規定は、衛星リモートセンシング記録を受信設備で受信する場合には、その場所

録保有者(外国取扱者に限る。)について準用する。この場合において、第一項中「提供の禁止を命する」とあるのは「提供をしないことを請求する」と、前項中「禁止の命令」とあるのは「請求と読み替えるものとする。

3 第二十一条 衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該衛星リモートセンシング記録の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

(衛星リモートセンシング記録の安全管理措置)

3 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

1 申請者が次のいずれにも該当しないこと。  
イ この法律その他の国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがある行為の規制に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

口 第十七條第一項の規定により許可を取り消され、又は第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

ハ 国際テロリスト

二 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ホ 法人であつて、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用者のうちにイから二までのいずれかに該当する者があるもの

ヘ 個人であつて、その内閣府令で定める使用者のうちニから二までのいずれかに該当する者があるもの

二 申請者が当該申請に係る区分に属する衛星リモートセンシング記録を取り扱うことについて、申請者による衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法、衛星リモートセンシング記録の分析又は加工を行う能力、衛星リモートセンシング記録の安全管理のための措置その他の事情を勘案して、国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

3 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたとき

に、速やかに認定証を交付しなければならない。

5 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を内閣総理大臣に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。

(変更の認定等)

6 第二十二条 前条第一項の認定を受けた者は、同条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 第二十三条 第二十二条第一項の認定を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、その衛星リモートセンシング記録の取扱いの状況について、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

8 第二十四条 認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、認定証(第二号の場合にあつては、発見し、又は回復した認定証)を内閣総理大臣に返納しなければならない。

一 第二十二条第一項の認定が取り消されたとき。

二 認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したとき。

3 認定証の交付を受けた者が次の各号に掲げる

場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、認定証を内閣総理大臣に返納しなければならない。

一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人

二 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人若しくは破産管財人又はこれらの者に相当する義務を負う者

三 法人が合併により消滅した場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の代表者

(認定の取消し等)

**第二十五条 内閣総理大臣は、第二十一条第一項の認定を受けた者(外国取扱者を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその認定の効力を停止することができる。**

一 第十八条第三項の規定に違反して衛星リモートセンシング記録を提供したとき。

二 第十九条第一項又は第二十九条第二項の規定による命令に違反したとき。

三 偽りその他不正の手段により第二十一条第一項又は第二十二条第一項の認定を受けたとき。

四 第二十一条第三項各号のいずれかに掲げる基準に適合しなくなつたとき。

五 第二十二条第一項の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

六 第三十条第一項の規定により第二十一条第一項又は第二十二条第一項の認定に付された条件に違反したとき。

2 前項の規定による認定の効力の停止を受けた者は、速やかに、認定証を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の効力の停止の期間が満了した場合において、前項の規定により認定証を提出した者からその返還の請求があつたときは、直ちに、当該認定証を返還しなければならない。

**第二十六条 内閣総理大臣は、第二十一条第一項の認定を受けた者(外国取扱者を除く。)において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその認定の効力を停止することができる。**

一 第十九条第三項において読み替えて準用する同条第一項又は第二十九条第三項において読み替えて準用する同条第二項の規定による請求に応じなかつたとき。

二 前条第一項第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当するとき。

三 内閣総理大臣が、この法律の施行に必要な限度において、第二十一条第一項の認定を受けた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所その他の事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させようとした場合において、その報告がされず、若しくは虚偽の報告がされ、又はその検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、若しくはその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

四 第二十七条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による認定の効力の停止について準用する。

五 第五章 内閣総理大臣による監督

1 (立入検査等)

2 第二十九条 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者が第八条、第九条若しくは第十条第三項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング記録保有者(外国取扱者を除く。)が第十八条第一項若しくは第二項又は第二十条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 第二十七条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、衛星リモートセンシング装置使用者若しくは衛星リモートセンシング記録を求める。この場合において、同項中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

5 第二十九条第一項若しくは第七条第一項の許可、第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第二十二条第一項の認定次項において「許可等」というには、条件を付し、及びこれを変更することができる。

6 第三十条 第四条第一項若しくは第七条第一項の許可、第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第二十二条第一項若しくは第七条第一項の許可等の条件)

7 第二十九条第一項若しくは第七条第一項の許可、第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第二十二条第一項若しくは第七条第一項の許可等の条件)

8 第三十条 第四条第一項若しくは第七条第一項の許可、第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第二十二条第一項若しくは第七条第一項の許可等の条件)

9 第三十条 第四条第一項若しくは第七条第一項の許可、第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第二十二条第一項若しくは第七条第一項の許可等の条件)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 (指導等)

5 第二十八条 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者又は衛星リモートセンシング記録保有者に対し、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

6 第二十九条 第二項の規定による請求に応じなかつたとき。

7 第三十条 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8 第三十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

9 第六章 雜則

10 (経過措置)

11 第三十一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12 第三十二条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

13 第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

14 第三十四条 第二項の規定に違反して衛星リモートセンシング装置の使用を行つた者

15 第三十五条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

16 第三十六条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

17 第三十七条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

18 第三十八条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

19 第三十九条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

20 第四十条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

21 第四十一条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

22 第四十二条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

23 第四十三条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

24 第四十四条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

25 第四十五条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

26 第四十六条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

27 第四十七条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

28 第四十八条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

29 第四十九条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

30 第五十条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

31 第五十一条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可等を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

### 第六章 雜則

#### （経過措置）

31 第二十九条 第二項の規定に違反して衛星リモートセンシング装置使用者又は衛星リモートセンシング記録保有者に対し、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

32 第三十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

33 第三十二条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

34 第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

35 第三十四条 第二項の規定に違反して衛星リモートセンシング装置の使用を行つた者

36 第三十五条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

37 第三十六条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

38 第三十七条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

39 第三十八条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

40 第三十九条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

41 第四十条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

42 第四十一条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

43 第四十二条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

44 第四十三条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

45 第四十四条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

46 第四十五条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

47 第四十六条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

48 第四十七条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

49 第四十八条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

50 第四十九条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

51 第五十条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

52 第五十一条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可

53 第五十二条 第二項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第七条第一項の許可



平成二十八年十一月十五日印刷

平成二十八年十一月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K